

令和 7 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 130 号
三重県性暴力の根絶をめざす条例案 1
- 2 議案第 134 号
水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を
定める条例の一部を改正する条例案 4

◎ 所管事項説明

- 1 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（環境生活部関係） 6
- 2 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」制定の検討について 8
- 3 令和 7（2025）年版 第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書について 10
- 4 令和 7（2025）年版 三重県男女共同参画年次報告書について 14
- 5 令和 7（2025）年版 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について 20
- 6 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定状況について 24
- 7 R D F 焼却・発電施設跡地の活用について 26
- 8 令和 7（2025）年度版 三重県サステナビリティレポートについて 30
- 9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 34
- 10 指定管理候補者の選定過程の状況について 66
- 11 各種審議会等の審議状況について 78

別冊 1 令和 7（2025）年度版 三重県サステナビリティレポート

令和 7 年 1 0 月 1 4 日
環境生活部

1 議案第 130 号 三重県性暴力の根絶をめざす条例案

1 提案理由

県では、平成 27 年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、性暴力被害者に寄り添った支援を行うとともに、性暴力の予防に向けた取組を行っていますが、相談件数は増加傾向にあり、依然として性暴力は身近に存在しています。また、性暴力に対する誤った認識から、不当な差別や偏見、二次被害に苦しんでいる方、声を上げたくても上げられずに悩んでいる方もいます。

特に子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすことから、性被害が発生した場合には、これを見逃すことなく早期に発見し、子ども及びその家族を支援することが必要です。

このような背景を踏まえ、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となって性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力により心身や尊厳に侵害を受けた方を支援し、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を制定します。

2 条例の概要

この条例の構成及び最終案からの主な変更点は以下のとおりです。また、条例の概要は別紙のとおりです。

(1) 条例の構成

条例の構成	条例のポイント
前文	○条例制定の背景や趣旨を示すとともに、性暴力の根絶に向けた県及び県民の決意と姿勢を表す前文を置いています。 ○特に子どもへの性暴力に対しては、社会全体で子どもを性被害から守るとともに、早期発見・早期支援が必要であることを明らかにしています。
第 1 章 総則 (第 1 条～第 10 条)	○性暴力を「その者の同意がなく行われる性的な行為」と定義するとともに、性暴力となる行為について、県民の理解が深まるよう、性犯罪（不同意わいせつ、不同意性交、痴漢、盗撮など）、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDVのほか、デジタル性暴力やアスリート等盗撮を列举しています。 ○県の責務を明らかにするとともに、市町、事業者、民間支援団体などの役割を規定しています。 ○学校等の役割として、児童・生徒に対する性暴力の防止や早期発見・支援に取り組むこと、学校等における性暴力の防止に必要な措置を講ずることを規定しています。
第 2 章 推進体制の整備 (第 11 条～第 14 条)	○施策の総合的かつ効果的な推進及び施策の実施状況の確認に必要な体制の整備について規定しています。 ○条例に基づく施策を効果的に推進するための計画を定めることを規定しています。 ○条例の施策を推進するために必要な人材の育成及び支援について規定しています。

第3章 基本的施策 第1節 性暴力の予防 (第15条～第17条) 第2節 性暴力被害者等 に対する支援 (第18条～第21条) 第3節 性暴力のない社 会の構築 (第22条・第23条)	○予防教育の推進や県民等の理解促進と気運醸成、また、集中的に取り組む月間について規定しています。 ○性暴力被害者等への支援を行う総合的な窓口を設置することとし、これまで法的根拠のなかった「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営について規定しています。 ○性暴力被害者等がすぐに相談し、早期に適切な支援が受けられるよう、早期発見及び早期対応について規定しています。 ○性暴力の再発防止や性暴力が発生しない環境づくりについて規定しています。
第4章 雑則 (第24条・第25条)	○性暴力被害者等が安心して相談しやすいよう、個人情報保護について規定しています。

(2) 最終案からの主な変更点

○子どもを対象とする性暴力事案を踏まえ、学校等における性暴力の防止を更に進めるため、第7条（学校等の役割）について、第2項を追加し、以下のとおりとしました。

(学校等の役割) 第七条 学校等は、基本理念にのっとり、当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に対する性暴力が行われたおそれがあると認めるときは、性暴力被害者等が、速やかに県等が設置する相談窓口相談することができるよう、迅速かつ的確に対応するものとする。 2 学校等は、当該学校等における性暴力を防止するため、その職務に従事する者に対する研修機会の確保、施設及び設備の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 学校等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。
--

○議会でいただいたご意見を踏まえ、推進計画に基づく施策の検証と改善につなげるため、有識者会議を設置します。第11条で規定する推進体制を整備する目的のひとつに「施策の実施状況を確認する」ことを追加しました。

3 施行日

公布の日から施行

4 今後の主な取組

条例制定の背景や趣旨を広く県民等に認識していただくため、条例の広報啓発に取り組めます。

また、条例の目的や基本理念の実現に向けた県の施策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県における性暴力の実態に関する県民調査を実施するとともに、条例に定める推進計画の策定に向けて検討を進めます。

三重県性暴力の根絶をめざす条例（概要）

構成	前文
前文 第 1 章 総則（第1条～第10条） 第 2 章 推進体制の整備（第11条～第14条） 第 3 章 基本的施策 第1節 性暴力の予防（第15条～第17条） 第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18条～第21条） 第3節 性暴力のない社会の構築（第22条・第23条） 第 4 章 雑則（第24条・第25条） 附則	○人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは私たちすべての県民の願い ○性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在 ○性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在 ○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、被害の早期発見とともに、社会全体での途切れない支援が必要 ○特に子どもへの性暴力に対しては、社会全体で子どもを被害から守り、被害が生じた場合は、早期発見と支援が必要 ○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、性暴力を根絶しなければならない ○各主体が一体となって被害者等に寄り添い、性暴力のない三重県をめざすことで、すべての県民が安全に安心して暮らせる社会を実現を図る
第 1 章 総則	
目的（第1条）	○性暴力の根絶及び性暴力被害者等への支援に関する施策（性暴力の根絶をめざす施策）に関する基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする ○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
定義（第2条）	○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない）をいう ○県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう ○性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう ○その他、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義
基本理念（第3条）	○性暴力は個人の尊厳を著しく害する人権侵害であり、根絶していかなければならない ○性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、被害者等の意思及び立場を尊重 ○被害者等への差別や誹謗中傷を許さない社会を形成し、二次被害の防止に最大限配慮する ○必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されるよう推進する ○子どもに対する性暴力は、社会全体で被害から守り、教育及び啓発を行い、性被害が発生した場合には、早期に発見し、子ども及びその家族を支援するため、各主体が連携協力する
県の責務（第4条）	○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する ○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に関係する機関（関係機関）と相互に連携を図る ○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報を収集し、活用する
県民等の役割（第5条）	○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、性被害、二次被害の防止に配慮 ○性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
市町の役割（第6条）	○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
学校等の役割（第7条）	○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する ○ 学校等における性暴力を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
事業者の役割（第8条）	○セクシュアル・ハラスメント等による性被害又は二次被害が生じないよう努める ○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
医療機関の役割（第9条）	○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める
民間支援団体の役割（第10条）	○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める

第 2 章 推進体制の整備

別紙

推進体制の整備（第11条）	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、 当該施策の実施状況を確認するため 、必要な体制を整備する
推進計画（第12条）	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める ○推進計画には、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める
人材の育成及び支援（第13条）	○県、市町職員や施策の実施に携わる者に対し、性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止、適切な対処に関する知識・技術、相談窓口との連携方法等について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○性暴力被害者支援従事者に対し、心理的外傷防止のために必要な施策を講ずる ○民間支援団体に対し、情報提供、助言等その他の必要な施策を講ずる
市町に対する支援（第14条）	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第 3 章 基本的施策

第1節 性暴力の予防

予防教育等の推進（第15条）	○公立学校において、性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発を行うよう努める ○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める
県民等の理解の促進と気運の醸成（第16条）	○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる ○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る
性暴力の根絶をめざす月間（第17条）	○性暴力の根絶をめざす月間を設定し、理解促進・気運醸成に向け集中的に取り組む ○性暴力の根絶をめざす月間は、11月とする

第2節 性暴力被害者等に対する支援

総合的な相談体制の整備等（第18条）	○専ら性暴力被害者等に対する支援を行う総合的な窓口を設置し、相談及び支援を行う ○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずる ○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に必要な注意を払う
早期発見及び早期対応（第19条）	○県は、県民等が直ちに総合的な窓口で相談できるよう必要な措置を講ずる ○県は、性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全と早期の適切な支援がなされるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図る ○子どもに対する性暴力に対し、早期発見・適切な対応に必要な施策を講ずる
性暴力被害者等に対する支援（第20条）	○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な措置を講ずる（相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援） ○県は、支援が迅速かつ的確に行われるよう関係機関と緊密に連携する
三重県犯罪被害者等支援条例への委任（第21条）	○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の定めるところによる ○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性被害の特性に応じた配慮を加える

第3節 性暴力のない社会の構築

性暴力の再発防止（第22条）	○性暴力加害者又はその家族の求めに応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める ○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める
性暴力が発生しない環境づくり（第23条）	○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める ○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な施策を講ずる

第 4 章 雑則

個人情報の保護（第24条）	○性暴力の根絶をめざす施策の推進に当たって取得した個人情報を適切に管理するとともに、その目的以外に使用してはならない
財政上の措置（第25条）	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

施行日（附則）	公布の日
---------	------

2 議案第 134 号 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の一部改正に伴い、水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（以下「条例」という。）の規定を整理するものです。

2 改正内容

条例第 3 条第 11 号及び第 4 条第 1 項第 8 号において引用している「建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に変更します。

※引用する条項の変更のみで、条例の内容に変更はありません。

3 施行期日

公布の日から施行

1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(環境生活部関係)

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-2	交通安全対策の推進	環境生活部	飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症受診が定着するよう努めるなど、飲酒運転根絶に向けて一層の取組を進められたい。	くらし・交通安全課に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して助言指導を行っていきます。 また、「三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例」に基づき、アルコール依存症受診に関する通知・勧告に加え、再勧告を実施するとともに、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備に向けて関係機関と連携した取組を進めていきます。
4-4	生活環境の保全	環境生活部 環境共生局	きれいで豊かな海づくりに向け、水環境の規制から管理という視点から更に進め、水循環がどうあるべきかまでを考えながら取り組まれたい。	第9次水質総量削減計画に基づき、伊勢湾内で一律に規制するのではなく、水環境管理の方向性を取り入れ、緩和できるところは緩和するなど、柔軟に対応しているところです。 また、関係部局が協力しながら調査研究を進めているところであり、引き続き、きれいで豊かな海づくりに向けた取組を進めるとともに、国や隣接県等との情報共有を行いながら、第10次水質総量削減計画の策定に向けた準備を進めていきます。
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	環境生活部	都道府県版ジェンダーギャップ指数の経済分野は46位であり、様々な取組は行っているところであるが、ジェンダーギャップ解消に向け、より一層の取組を進められたい。	現在、ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）の策定を進めており、この戦略に基づき、あらゆる主体と連携し、ジェンダーギャップの解消に取り組んでいきます。 ジェンダーギャップの解消に向けては、特に「アンコンシャス・バイアスの解消等の意識変革」が重要であることから、企業のトップ・リーダー層への啓発、働く女性のロールモデルとの交流会、ポータルサイトでの情報発信等に取り組んでいきます。

2 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」制定の検討について

1 現状

本県の道路交通における人身事故件数は長期的に減少傾向である一方、人身事故全体に占める自転車事故の割合は増加傾向となっています。また、自転車による人身事故の約4分の3では、自転車側にも法令違反が確認されています。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりましたが、令和7年に実施された警察庁調査によると、県内のヘルメット着用率は28.8%にとどまっています。

令和6年中の自転車乗用中の死傷者について、高校生以下が約4割を占めています。また、死者数4人のうち3人は65歳以上の高齢者となっています。

2 条例の制定について

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用する身近な交通手段ですが、自転車に関係する交通事故は後を絶たず、令和6年には324件発生しています。

自転車乗用中死傷者をなくしていくためには、交通ルール遵守の啓発と、万が一の事故に備え、頭部を保護し被害を軽減するヘルメットの着用促進が重要となってきます。

こうしたことから、以下の観点で自転車の安全利用に特化した新たな条例の制定を検討します。

なお、自転車に関する規定が一部含まれる「三重県交通安全条例」についても、新たな条例の制定に伴う必要な改正を行う予定です。

（1）交通ルールの遵守と交通マナーの実践に向けた交通安全教育の推進

自転車は身近で利便性の高い乗り物であり、幅広い年齢層の人が利用していることから、県、市町、学校等が連携し、年齢に応じた自転車に関する安全教育を実施していく必要があります。

（2）自転車乗車用ヘルメットの着用促進

警察庁の調査によると、自転車乗用中に交通事故で亡くなった方は、約5割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率が着用時と比べ2倍近く高くなっていることから、ヘルメットの着用促進を一層図る必要があります。

3 条例検討の進め方

有識者や保護者、事業者、学校関係者等で構成する「三重県自転車安全利用条例（仮称）等検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、懇話会での検討や県議会での説明、パブリックコメント等を通じて幅広くご意見をいただきながら、条例の制定に向けて検討を進めていきます。

（参考）懇話会における主な論点（案）

- ・各主体における責務や役割について
- ・自転車の安全利用に関する施策（自転車ヘルメットの着用促進等）について

4 今後のスケジュール（案）

令和7年 11月 第1回懇話会
 12月 常任委員会（骨子案）
 令和8年 2月 第2回懇話会
 3月 常任委員会（中間案）
 3～4月 パブリックコメントの実施
 5月 第3回懇話会
 6月 常任委員会（最終案）
 9月 定例会会議 条例案を提出

【自転車事故等に関するデータ】

表1 人身事故件数の推移（三重県警察本部）

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全体	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966	2,722	2,917	2,976	2,724
自転車	750	633	635	531	426	372	339	395	404	324
構成率	10.5%	10.5%	11.7%	11.3%	11.7%	12.5%	12.5%	13.5%	13.6%	11.9%

表2 自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果（警察庁）

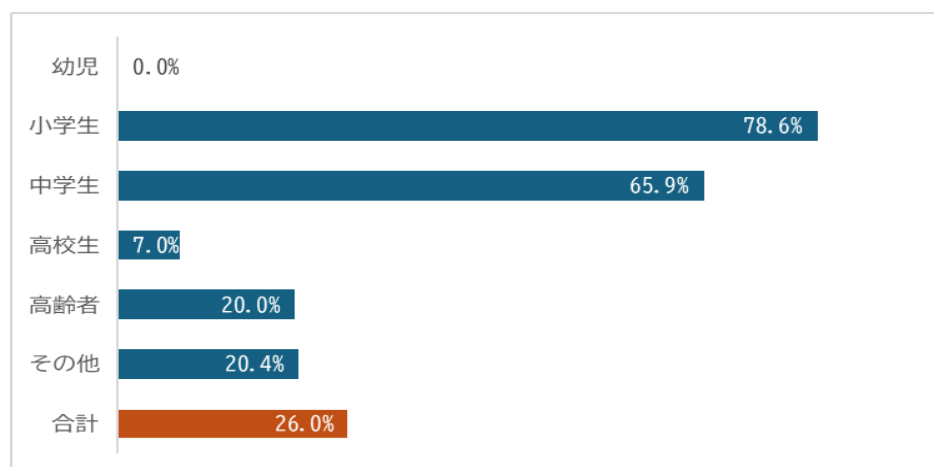
令和5年度			令和6年度			令和7年度		
着用率	順位	全国平均	着用率	順位	全国平均	着用率	順位	全国平均
26.5%	5位	13.5%	29.2%	8位	17.0%	28.8%	9位	21.2%

表3 令和6年中の自転車乗用中死傷者の内訳（三重県警察本部）

（単位：人）

	幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	その他	計
人数	1	14	44	71	50	147	327
割合	0.3%	4.3%	13.5%	21.7%	15.3%	45.0%	—

図 令和6年中の自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率（三重県警察本部）



3 令和7（2025）年版 第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）第11条第5項に基づき、「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：令和6年度～令和9年度）に掲げる各施策の令和6年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

I. 数値目標の達成状況について

目 標 項 目		2023 年度 上:目標値 下:実績値	2024 年度 上:目標値 下:実績値	目標達成 状況
人権啓発および人権教育の推進	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	41,800 人	43,200 人	102.3%
		45,920 人	44,195 人	
	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	92.1%	94.7%	99.3%
		94.1%	94.0%	
差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	人権に係る相談体制の充実に向けた取組	相談体制の充実	相談体制の充実	達成
		相談体制の充実	相談体制の充実	

II. 各施策体系における主な取組実績

1 人権啓発および人権教育の推進

（1）差別をなくす強調月間を中心とした啓発

あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体による啓発を実施し、イベント・講演会を開催しました。

（2）人権教育ガイドラインの作成

令和6年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、人権に関わる社会の現状や学校における人権教育の推進のための視点等を示した教職員向けの指導資料として令和7年3月に「人権教育ガイドライン」を作成しました。

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談員の専門性強化

県民からの相談に的確に対応できるよう、県人権センターに人権相談員を配置するとともに、令和5年度から臨床心理士等のアドバイザーを配置し、ケース検討会を実施しました。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」(12 講座)を開催し、資質向上を図りました(延べ687名参加)。

(2) 差別事象等が発生した場合の適切な対応

差別事象・人権侵害が発生した場合は、国、市町、関係機関等と連携し、被害者の意向を確認しながら、差別行為や人権侵害に及んでしまった人に聴き取りを行い、当該事象発生の原因、背景等を確認し、人権課題について理解を深められるよう継続的に働きかけました。

3 課題別施策の推進

(1) 宅建業者に差別事象が発生した場合の報告義務を規定

令和6年4月に「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」の改正を行い、差別事象が発生した場合の報告を事業者の責務とし、業界団体を通じて県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。

(2) 子ども条例の改正

令和7年3月に「三重県子ども条例」を改正し、「子どもの権利について学ぶ機会の提供」を基本的施策の一つに位置付けるとともに、条例に基づく計画「ありのままみえっこプラン」を策定し、「子どもの権利に対する理解の向上」を重点的な取組の一つに位置付けました。

(3) 障がい者の法定雇用率引き上げへの対応

令和6年4月に法定雇用率が2.5%に引き上げられたことに伴い、新たに障がい者雇用が義務づけられた企業や法定雇用率未達成企業を対象として雇用拡大に向けたアドバイザーの派遣を行いました(派遣企業30社)。

(4) 多言語による外国人相談

外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、11言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました(一般相談1,620件、専門相談54件)。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました。

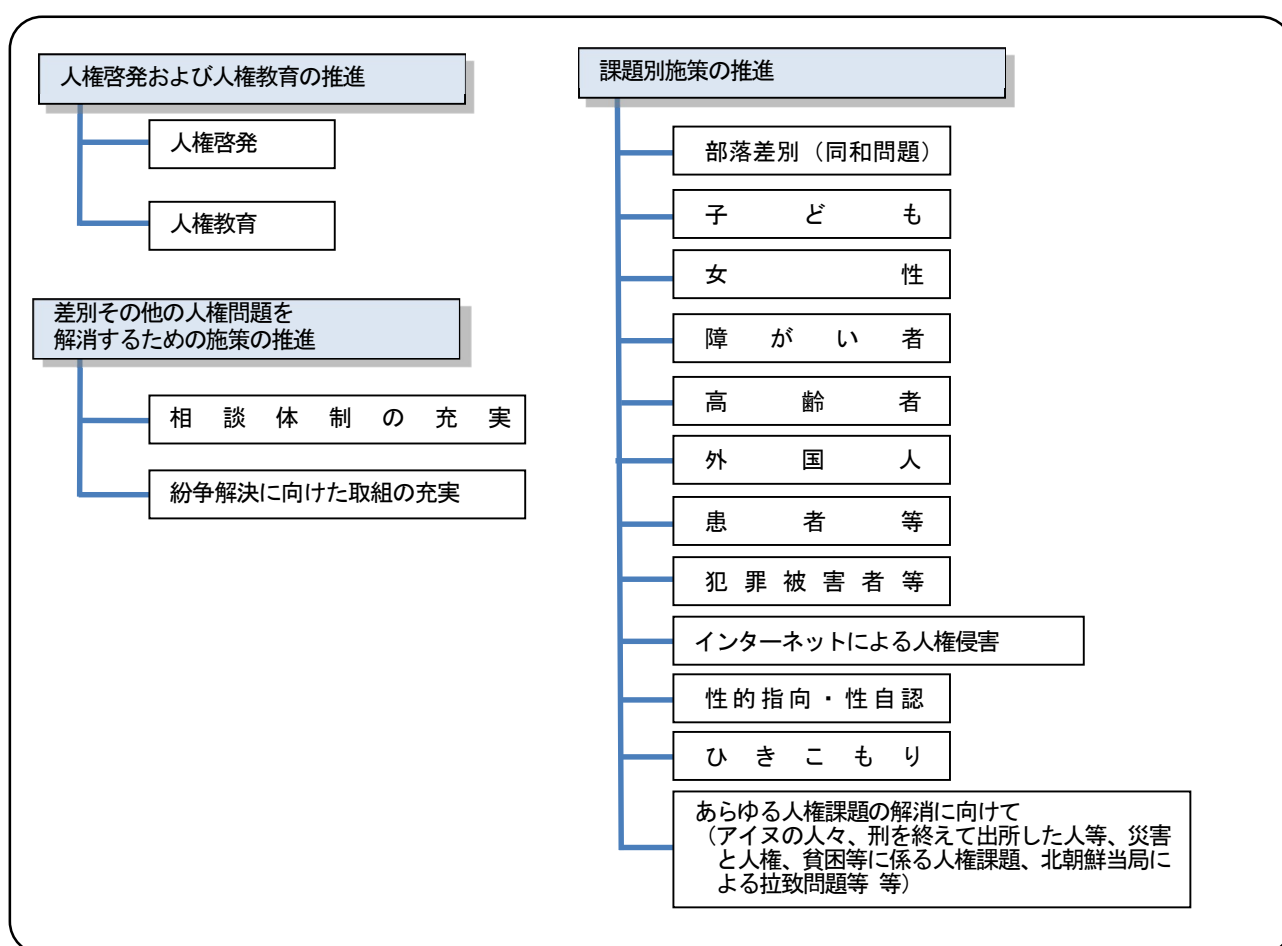
(5) インターネット上の人権侵害への対応

差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行うとともに、法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望しました。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が広がるように説明会を開催しました(13市町参加)。

Ⅲ. 今後の取組について

- ・インターネット上の人権侵害については、差別的な書き込み防止に向け、啓発を行うとともに、ネットモニタリングにより差別的書き込みを早期に発見し、削除要請を行っていきます。迅速な削除に向け、国、市町、関係機関との連携を強化します。
- ・人権問題に関心のない層にも啓発をしていく必要があることから、人権問題について考えるきっかけとなるよう、広く県民の皆さんを対象に、人権に関する動画を募集し、優秀作品をSNS等に掲載するなど、効果的な啓発に取り組みます。
- ・差別解消条例に基づき、相談対応が円滑かつ適切に実施できるよう相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、関係機関で協議したりするなど丁寧に対応します。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、取組を強化するため、部落差別解消条例(仮称)の制定を検討します。

【「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」施策体系図】



4 令和7（2025）年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」第12条および「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第10条の規定に基づき、「第3次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和3～12年度）に基づく第一期実施計画（計画期間：令和3～7年度）に係る施策の令和6年度実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 重点事項の進捗状況について

第3次三重県男女共同参画基本計画では下記5事項を重点と設定して、第一期実施計画において取組を進めることとしており、令和6年度の実績値は下表のとおりです。

重点事項	目標項目	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
① あらゆる分野における女性活躍の推進	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	496団体	521団体
② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①県・市町の審議会等における女性委員の割合 ②県の管理職に占める女性職員の割合	①28.9% ②15.6%	①31.2% ②16.0%
③ 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進	①性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 ②性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	①16.2% ②28市町	①16.9% ②29市町
④ 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進	女性防災人材の育成人数（累計）	597人	500人
⑤ 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	3,417人	3,600人

2 各重点事項における主な取組実績と今後の取組方向について

(1) 重点事項① あらゆる分野における女性活躍の推進

【主な取組実績（令和6年度）】

- ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けたワークショップ、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けたフォーラム及び働く女性のロールモデルとの交流会を実施しました（ワークショップ参加数：40社42名、宣言数：55団体、フォーラム参加者数：129名、交流会参加数：28社44名）。
- ・女性が活躍できる職場づくりに向け、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対して専門アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援（支援数：20社）するとともに、県内企業・団体で構成する「女性の活躍推進三重県会議」（令和6年度末合計：621団体）等と連携し、企業の取組促進を図りました。

【今後の主な取組方向（令和7年度以降）】

- ・働く場におけるジェンダーギャップの解消や女性活躍の推進に向けて、意思決定の場への女性の参画、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行の見直し、仕事と子育て・介護の両立、誰もが能力を発揮できる環境の整備の取組をさらに進めていく必要があります。
- ・県内企業・団体等と連携し、引き続きトップ・リーダー層への意識啓発の他、新たに先進取組企業や幅広い分野の女性リーダーの情報を集約・発信するポータルサイトを構築するなど、様々な取組を実施していきます。

（2）重点事項② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【主な取組実績（令和6年度）】

- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40パーセント以上60パーセント以下となるよう、女性の割合が低い県の審議会等の改選の際には、女性人材に関する情報共有、事前協議をするなど女性委員の選任を働きかけました。

【今後の主な取組方向（令和7年度以降）】

- ・県の審議会等への女性の参画や女性職員の管理職への登用など政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、市町の取組が進むよう情報共有を行います。

（3）重点事項③ 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進

【主な取組実績（令和6年度）】

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました（主な講演会 令和6年5月：766名参加、令和7年3月：202名参加）。
- ・性の多様性への理解促進と環境づくりを進めるため、県民向け啓発ブックや研修動画（県民向け・企業向け）を作成したほか、LGBTQ等当事者やその周囲の方を対象とした電話・SNS相談（「みえにじいろ相談」）や交流会を実施しました（相談件数：105件）。
- ・三重県パートナーシップ宣誓制度の利便性を図るため、市町・民間企業と連携し利用先の拡充を図るとともに、令和6年11月から全国的な自治体間連携を開始しました。

【今後の主な取組方向（令和7年度以降）】

- ・男女共同参画および性の多様性に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進していく必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、各種講演会や講座の開催などを通して一層の普及啓発に取り組めます。

- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるための企業向け研修会等の開催、性の多様性の悩みに関する電話・SNS相談や交流会の実施、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充に取り組みます。

（４）重点事項④ 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

【主な取組実績（令和６年度）】

- ・防災人材を確保するため、「みえ防災コーディネーター」の育成に取り組み、52名（うち女性30名）を認定するとともに、「医療・看護」「保健・福祉・介護」分野で活躍する専門分野の人材を対象とした防災研修（修了者数：36名（うち女性23名））を実施するなど、女性防災人材の育成を図りました。

【今後の主な取組方向（令和７年度以降）】

- ・「三重県避難所運営マニュアル策定指針（令和７年３月改定）」に基づき、女性をはじめ多様な避難者に配慮した避難所運営が行われるよう、地域における避難所運営マニュアル作成の支援等について市町と連携して取り組みます。

（５）重点事項⑤ 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

【主な取組実績（令和６年度）】

- ・性犯罪・性暴力被害者の支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました（相談件数：603件）。
- ・性暴力により心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援を行うとともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、条例の制定に向けた検討を進めました。

【今後の主な取組方向（令和７年度以降）】

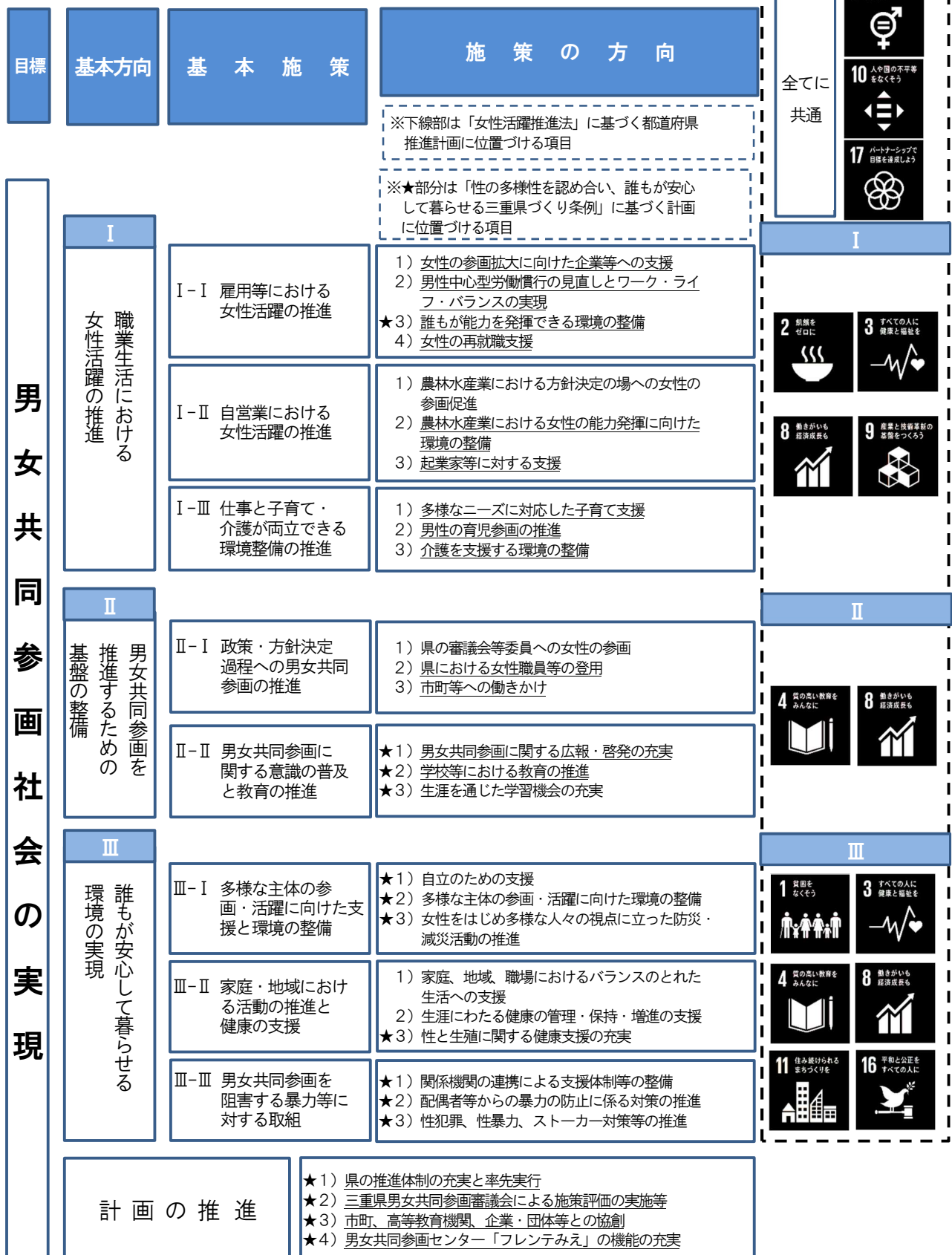
- ・性暴力の根絶をめざす条例の制定に向けた準備を進めるとともに、ワンストップ相談窓口「よりこ」の相談・支援体制の強化、被害者支援や被害防止について県民の理解を深めるための啓発を実施します。

３ 「第３次三重県男女共同参画基本計画」の改定予定について

国において、令和７年６月に改正女性活躍推進法が公布されるとともに、現在第６次男女共同参画基本計画の策定作業が進められています。

県では、令和３年３月に「第３次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和３～12年度）及び、その計画を着実に推進するための「第３次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」（計画期間：令和３～７年度）を策定していますが、国の状況等をふまえ、令和８年度に「第３次三重県男女共同参画基本計画」の改定、及び「第３次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画」を策定予定です。

第3次三重県男女共同参画基本計画 体系図



第一期実施計画における第3次基本計画の重点事項

第3次基本計画の重点事項	第一期実施計画における主な取組	目標項目の現状値・目標値
①あらゆる分野における女性活躍の推進	○女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定支援や女性が活躍できる職場環境づくり ○働く場における女性リーダーの育成に向けた講座等の実施	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数 【目標値】 521 団体（令和7年度） 【実績値】 496 団体（令和6年度）
②政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○県の審議会等における女性の参画促進および市町審議会への女性の参画に向けた働きかけ ○女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づく、県の管理職への女性の登用促進	①県・市町の審議会等における女性委員の割合 ②県の管理職に占める女性職員の割合 【目標値】 ①31.2%（令和7年度） ②16.0%（R7.4.1） 【実績値】 ①28.9%（令和6年度） ②15.6%（R6.4.1）
③男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進	○男女共同参画および性の多様性に関する広報・啓発活動 ○男女共同参画および性の多様性に関する理解促進に向けた、県民向けの講座・イベント等の開催	①性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 ②性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数 【目標値】 ①16.9%（令和7年度） ②29 市町（令和7年度） 【実績値】 ①16.2%（令和6年度） ②28 市町（令和6年度）
④女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進	○女性防災人材育成講座等の開催 ○多様な人々の視点を反映した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開	女性防災人材の育成人数（累計） 【目標値】 500 人（令和7年度） 【実績値】 597 人（令和6年度）
⑤男女共同参画を阻害する暴力に対する取組	○各種広報媒体を活用した相談窓口や各種支援制度の情報提供 ○関係機関の連携強化による、被害者等への支援体制の充実	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計） 【目標値】 3,600 人（令和7年度） 【実績値】 3,417 人（令和6年度）

5 令和7（2025）年版 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）第6条第4項に基づき、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に係る各取組等の令和6年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 三重県の飲酒運転の現状と傾向

令和6年中の飲酒運転による人身事故は、41件と前年に比べ9件増加し、飲酒運転違反取締りによる検挙件数についても、429件（うち自転車52件）と前年に比べ126件増加しました。

発生状況について、当事者を年代別に見ると、飲酒運転による人身事故は20代が最も多く、飲酒運転違反は50代が最も多くなっており、年齢層に差があります。

また、「居住地」と「発生場所（違反場所）」では、当事者の多くが居住地に近い地域で検挙されており、「短距離なら大丈夫」といった認識の低さがあるものと推認されます。

条例に基づいて規範意識の定着と再発防止に向けた広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動等に取り組んでいるところですが、未だ「飲酒運転は絶対にしない、させない」という規範意識の定着が十分でないことが飲酒運転の増加となった要因の一つであると考えられることから、関係機関・団体と連携し、広報啓発や指導取締り等、さまざまな手段・方法により、さらなる「規範意識の定着」を図っていく必要があります。

2 令和6年度の目標達成状況について

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」については目標を達成できませんでしたが、「ハンドルキーパー推進店等の指定等」、「企業等における社内教育の実施」、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）」および「飲酒運転違反者の受診率」の5つの活動目標については、達成することができました。

目標項目	目標値	実績値	目標達成状況
基本目標			
飲酒運転による人身事故件数	21件以下	41件	0.51
活動目標			
ハンドルキーパー推進店等の指定等	700店以上 (事業所)	1,309店 (事業所)	1.00
企業等における社内教育の実施	1,500回以上	2,308回	1.00
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	49%以上	56.6%	1.00

3 基本方針の取組状況等

(1) 飲酒運転防止のための取組

《令和6年度の主な取組》

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

三重県交通安全県民運動実施要綱の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及などに取り組みました。

イ 広報啓発活動の推進

新たな取組として、飲酒運転をテーマに実写ドラマ仕立てで制作した啓発動画CMをテレビのWEB配信サービス等で放映し、飲酒運転防止の意識啓発に取り組みました。

ウ 事業者による取組

関係機関・団体では、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について指導を徹底したほか、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、飲酒運転根絶に向けた街頭啓発活動等、さまざまな取組が主体的に行われました。

《令和7年度以降の取組方向》

- ・ 飲酒運転を防止するために、令和6年の飲酒運転違反の実態をふまえながら警察本部や関係機関・団体と連携し、「規範意識の定着」のさらなる徹底のため、より効果的な広報啓発等に積極的に取り組んでいきます。
- ・ 昨年度制作した実写ドラマ仕立ての啓発動画CMを活用し、コンビニエンスストア等におけるデジタルサイネージを利用した広報、WEB広告等、新たな媒体による効果的な広報啓発を推進します。
- ・ 警察本部では、飲酒運転違反が常態的に見られる時間帯や場所等に重点を置いた飲酒運転の取締り強化に努めるとともに、令和6年11月1日に施行された自転車の酒気帯び運転に対する罰則の周知、取締りの強化を図ります。

(2) 教育機関等による教育

《令和6年度の主な取組》

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- ・ 教育委員会では、教職員に研修会等で飲酒運転根絶をめざす教育の必要性を説明するとともに、児童・生徒には、保健の学習等において飲酒運転根絶に関する指導を行いました。
- ・ 関係機関・団体では、受講者の年齢に応じた交通安全教室や高齢者講習等より、飲酒運転防止教育を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

運転免許講習等実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習等において飲酒運転防止教育を実施しました。

《令和 7 年度以降の取組方向》

飲酒が身体に及ぼす影響の理解を深めるとともに、飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が図られるよう、引き続き年齢に応じた教育を推進していきます。

（３）飲酒運転の再発防止のための措置

《令和 6 年度の主な取組》

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、74 件の相談を受理し、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して積極的な情報提供や助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診を促しました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習等における飲酒運転再発防止のための運転者教育や講習指導員に対する研修を行い、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

《令和 7 年度以降の取組方向》

- ・ 相談窓口では、飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促し、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた助言指導を行います。
- ・ 講習実施機関に対する指導・監督および講習指導員に対する指導を随時行い、指導力の向上を図ります。

（４）飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

《令和 6 年度の主な取組》

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

違反者のアルコール依存症に関する受診率の向上を図るため、受診義務通知後 60 日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告後 40 日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を行いました。

その結果、合計受診率は 56.6%（受診報告 179 件/通知 316 件）となりました。

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

関係機関・団体では、医療機関と連携した「アルコール関連問題啓発フォーラム」を開催するなど、アルコール依存症の正しい知識の普及と教育を行いました。

《令和 7 年度以降の取組方向》

- ・ 引き続き、相談窓口で飲酒運転違反者や家族等に受診義務の履行を促すほか、保健所等においてアルコール依存症に関する相談を受理した場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い早期治療につなげていきます。
- ・ 指定医療機関の拡大を図り、受診しやすい環境を整備するとともに、関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努め、飲酒運転根絶に向けて、意識の向上を図ります。

「第3次三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」の概要

1 はじめに

計画策定の趣旨

飲酒運転の根絶のため、行政や関係団体が連携して飲酒運転〇（ゼロ）をめざす運動を推進するための総合的な取組を定める。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

2 目標の設定

基本目標および5つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

基本目標（飲酒運転による人身事故件数）

令和7年までに18件以下

活動目標

① ハンドルキーパー推進店等の指定等
年間700店（事業所）以上

② 企業等における社内教育の実施
毎年度1,500回以上

③ 各種交通安全講習等における飲酒運転
防止教育の実施率
毎年度100%

④ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実
施率（教科又は特別活動等）
毎年度100%

⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

飲酒運転〇（ゼロ）へ ～ STOP! 飲酒運転 in みえ ～

3 飲酒運転防止のための取組

① 飲酒運転防止意識の普及徹底

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」意識の浸透等

② 広報啓発活動の推進

飲酒運転根絶キャンペーンの展開等

③ 事業者による取組

ハンドルキーパー運動の推進等

規範意識の定着

5 飲酒運転の再発防止のための措置

① 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の運用等

② 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

講習指導員の資質の向上等

再発防止

4 教育機関等による教育

① 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

学校教育活動を通じた教育、家庭・地域等との連携等

② 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

大学、専門学校等における取組等

6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

① 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

飲酒運転違反者への受診義務通知とアルコール依存症の情報提供等

② アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- 関係機関・団体による県民総ぐるみ運動 ○相談体制の確立 ○積極的な情報提供
- 飲酒運転〇（ゼロ）をめざす推進運動の日（12/1）に合わせた取組 ○表彰 ○報告・公表

6 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定状況について

1 策定状況

(1) 経緯

- 令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）は対象期間が令和7年度までであることから、次期計画の策定にあたっては、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等をふまえ、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進することとしています。
- 令和6年12月に「三重県環境審議会」に諮問し、同審議会に「三重県環境審議会廃棄物部会」（以下「部会」という。）が設置され、調査・検討が進められています。

(2) 次期計画の構成（案）

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の策定趣旨等	
2 廃棄物・資源循環分野における施策動向	
3 これまでの取組と残された主な課題	
4 基本理念	
第2章 取組方向と施策	
取組方向	施策
1 安全・安心の確保	1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
	1-2 優良な事業者・処理業者の育成
	1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応
2 循環資源の利用促進	2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進
	2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進
	2-3 地域のコーディネーター
3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	3-1 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実
	3-2 廃棄物処理体制の強じん化
第3章 計画の目標	
第4章 計画の進行管理	

2 三重県環境審議会廃棄物部会での主な意見

部会での委員からの主な意見は次のとおりです。

(1) 第1回部会（令和7年3月14日開催）

- ・国の第六次環境基本計画ではウェルビーイングの実現をめざすとしている。
明るい、誇れる三重県になるようなものとしてもらいたい。
- ・災害への対応には、人材育成をしっかりとしていく必要がある。
- ・産業廃棄物処理業者が適正処理を進めていることなどを、県でも情報発信して
ってもらいたい。
- ・循環経済への移行に向けては、小さくてもいいので点と点をつなげることから
始めて、広げていくイメージでやっていくのが良いのではないかな。
- ・四日市コンビナートや観光地を有するなど三重県らしさを発信できるものをめざ
してもらいたい。

(2) 第2回部会（令和7年5月29日開催）

- ・現計画の取組方向である「廃棄物政策を通じた社会的課題の解決」の観点は良い。
廃棄物処理だけをめざすのではなく、他の課題解決もめざしてもらいたい。
- ・資源循環によるカーボンニュートラルの実現に向けた貢献など、可能な範囲で、
具体的な取組も示してもらいたい。
- ・県や各主体の良い取組が県民に伝わるよう情報発信をしっかりとってもらいたい。

(3) 第3回部会（令和7年8月5日開催）

- ・津波警報が発令されるなど、いつ発生してもおかしくない災害への対応の必要性
を再認識した。
- ・ビジョンをしっかりと書き込んで、県民の意識の醸成につなげてもらいたい。
- ・これまでの検討の方向性は良いが、今後、中間案としてパブリックコメントを
実施するにあたっては、循環型社会の構築に向けた取組について情報発信や理解
醸成が重要である。そのため、県民にどのような目標をもって取組を進めていく
か明確にしたうえで、意見を募るべきである。

3 今後のスケジュール（案）

令和7年10月から中間案としてパブリックコメント等を行う予定としていたが、部会での意見に対応するための調査・検討に時間を要することから、スケジュールの見直しを行ったうえで、令和8年3月末までに次期計画を策定します。

令和7年12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案） 三重県環境審議会（中間案）
令和7年12月 ～令和8年1月	パブリックコメント、市町意見照会
令和8年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案） 三重県環境審議会（最終案、答申） 計画策定、公表

7 R D F 焼却・発電施設跡地の活用について

1 R D F 焼却・発電事業の経緯

- ・ 県は、ごみの持つ未利用エネルギーの活用、市町等の可燃性ごみの処理におけるダイオキシン類対策など、資源循環型社会構築に資するR D F 焼却・発電事業に取り組み、平成 14 年 12 月にR D F 焼却・発電施設が稼働しました。
- ・ 事業は令和元年 9 月に終了し、令和 5 年 3 月に全ての施設の撤去が完了しています。
- ・ 跡地の活用については、「R D F 焼却・発電事業の総括（令和 5 年 3 月）」において、次のとおり示されています。

跡地活用については、これまでの土地利用の経緯と、産業用地としてのポテンシャルが高いものと考えられることをふまえ、環境政策や地域の振興につながるよう、県として検討と調整を進めていきます。

「R D F 焼却・発電事業の総括」P39 から抜粋

2 現状

（1）跡地の概要（別紙）

- ・ R D F 焼却・発電施設用地として、平成 23 年 3 月に桑名広域清掃事業組合^{※1}（以下「組合」という）から取得

※1 組合構成市町：桑名市、木曾岬町、東員町

- ・ 県専有地及び組合との共有地（共有割合 県 33：組合 67）で構成
- ・ 組合のごみ処理施設用地と隣接し、雨水調整池を共同利用するなど一体的に土地利用
- ・ 跡地内に安全祈願用地を整備し、毎年 8 月 19 日には安全祈願行事を実施

（2）R D F 焼却・発電施設跡地活用検討委員会での検討状況

- ・ 「R D F 焼却・発電事業の総括」で示された跡地活用の方向性等をふまえ、R D F 焼却・発電施設の跡地活用方法を検討するため、R D F 焼却・発電施設跡地活用検討委員会^{※2}（以下「検討委員会」という）を令和 4 年 11 月に設置

※2 構成委員：桑名市、木曾岬町、東員町、桑名広域清掃事業組合、県

- ・ これまでに計 4 回の検討委員会を開催し、環境政策や地域の振興につながる活用方法について検討と調整を重ねてきた結果、次の跡地活用案を取りまとめる予定

＜跡地活用案＞

活用方法

- ・将来的なごみ処理施設の建設用地として確保
- ・建設までの間、地域貢献や環境学習の場となるよう、系統用蓄電池事業を実施

活用主体

桑名広域清掃事業組合

＜環境政策や地域の振興につながる理由＞

- ・将来的なごみ処理施設の建設用地として確保することにより、持続可能なごみの適正処理に資する
- ・建設までの間、系統用蓄電池事業を実施していくことにより、太陽光発電等の余剰電力の有効活用による脱炭素社会への貢献、災害発生時のバックアップ電源としての活用による地域の振興、また、環境学習の場としても活用

3 今後の予定

次回の検討委員会で跡地活用の方針を決定のうえ、県として、組合が実施主体として活用していくために必要な手続きを進めてまいります。

＜今後の主なスケジュール＞

令和7年10月	検討委員会（跡地活用の方針決定）
令和8年1月	土地譲渡に係る仮契約書の締結
2月	議案の提出（令和8年度当初予算及び土地処分）
令和8年度	組合に譲渡

RDF焼却・発電施設跡地の概要

所在地 桑名市多度町力尾地内

土地面積 約 49,459 m²

(内訳：県専有地 30,120 m²、組合との共有地^{※3} 19,339 m²)

※3 共有割合 県：組合 33：67



8 令和7（2025）年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関して県が実施した施策等を、「三重県環境基本条例」第10条に基づく年次報告書として、「令和7（2025）年度版 三重県サステナビリティレポート」（別冊1）を取りまとめました。

1 低炭素社会の構築

（1）令和6年度の主な取組と成果

令和5年3月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」においては、県域及び県の事務事業から排出される温室効果ガスを、2030（令和12）年度に基準年度（2013（平成25）年度）比で、それぞれ47％及び52％削減する目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めています。

具体的には、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装を目的とする「みえデコ活」として、省エネ家電の普及事業や、市町等と連携した家庭や事業者向けの太陽光発電設備等の導入支援や情報発信を実施しました。また、県内企業3社に専門のアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定を進めるなど、企業の「脱炭素経営」に向けた伴走型支援を行いました。県の事務事業においては、照明のLED化や公用車の電動化などを進めるとともに、PPA（電力販売契約）を活用し、太陽光発電設備を県総合博物館（Mie Museum）にモデル的に導入しました。さらに、気候変動の影響や適応に関する県民の理解を深めるため、情報誌の発行、講演会の実施等の取組を進めました。

基準年度と比べて、県域からの温室効果ガス排出量は直近の確定値である令和4年度において16.4％の減少、県の事務事業は令和6年度において23.2％の減少となりました。

（2）課題および今後の取組方向

「三重県地球温暖化対策総合計画」の目標年度まで残り5年となる中、目標を達成するためには、温室効果ガス排出量の一層の削減が必要です。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの定着をめざし、幅広い世代が楽しく学習できるデジタルコンテンツを新たに提供するなど、「みえデコ活」をさらに推進するとともに、県内企業に対しては「脱炭素経営」の支援を引き続き実施します。また、県の事務事業においては、PPAを活用した県有施設への太陽光発電設備の導入等の取組を進めます。

引き続き、気候変動の影響や適応に関する県民の理解を深めるための取組を進めるとともに、市町等と連携し、ホームページやラジオ等を活用した熱中症の予防に関する注意喚起を行います。

2 循環型社会の構築

（1）令和6年度の主な取組と成果

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、さまざまな主体との連携を一層強化しながら、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

具体的には、プラスチックの高度なリサイクルの促進に向け、事業者、市町と連携し、色柄付きの食品トレイを再び食品トレイの原料として活用するための分別回収モデル事業を実施し、回収の対象となるトレイの周知啓発やトレイの回収に協力いただいた県民へのポイント付与等の取組が、回収の対象となる食品トレイの回収量の増加や異物混入の割合の減少につながりました。

また、大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を強化するため、仮置場の設置・運営に係る実地訓練等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組み、令和6年度は新たに36名が人材養成講座を修了しました（累計73名）。

（２）課題および今後の取組方向

社会的課題であるプラスチックの資源循環を一層促進するためには、動脈産業である製造業者等と静脈産業であるリサイクラー等が連携し、産業を支える資源として循環的な利用を拡大する必要があります。このことから、再生材の利用者である製造業者等が求める品質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握及び課題抽出等を行い、事業者間の連携拡大につながる取組を進めます。

廃棄物処理の安全・安心を確保するため、PCB廃棄物の処分期間内の確実かつ適正な処分の促進や、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正に取り組みます。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理し、早期の復旧・復興を進めるためには、災害廃棄物処理に精通した人材を継続的に確保することから、市町、関係団体と連携し、訓練等を通じて現場対応力を高める人材育成に取り組みます。

３ 自然共生社会の構築

（１）令和6年度の主な取組と成果

生態系ネットワークの形成を促進し、生物多様性を保全するため、令和6年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」に基づき、生物多様性について気軽に学べる環境学習会における講演や、自然観察会等での情報提供を通じて、多様な生物の恩恵やその重要性の理解促進に向けた普及・啓発を実施しました。

また、社会全体で三重県の自然を支え合うことを目的とする「みえ生物多様性パートナーシップ協定」に基づく里地・里山等の保全活動など、県民やNPO、事業者等、さまざまな主体の連携による取組を推進し、イヌナシの希少種の保全やハルザキヤマガラシ等の外来種の駆除等につながりました。

（２）課題および今後の取組方向

里地里山の荒廃、外来種の増加による生態系への影響が懸念されていることから、引き続き生物多様性の理解促進を図る必要があります。そのため、環境学習会における講演等による生物多様性や外来種のポスターチャラシによる被害予防3原則（入れない・捨てない・拡げない）等の普及・啓発に取り組みます。

また、生物多様性の保全活動のさらなる促進を図るため、生物多様性を推進する活動団体と支援企業とのマッチング等を進めます。

4 生活環境保全の確保

(1) 令和6年度の主な取組と成果

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向けて、令和4年10月に策定した「第9次水質総量削減計画」に基づき、環境生活部、農林水産部、県土整備部等の関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」で進捗管理を行いながら、県内6か所全ての流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行やその効果検証等、総合的な水環境管理施策に取り組んでいます。

また、令和6年3月に三県（岐阜県、愛知県、三重県）で共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、伊勢湾流域圏における海洋ごみの広域的な発生抑制対策として、実態把握調査を実施するとともに、一斉清掃への参加を呼びかけ、令和6年度は約2.5万人の県民が海岸清掃等の保全活動に参加しました。

(2) 課題および今後の取組方向

伊勢湾においては、環境基準達成率が改善傾向にありますが、依然として貧酸素水塊が発生しています。このため、引き続き「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を推進していく必要があることから、関係機関と連携し、陸域からの汚濁負荷の適正な管理、各種調査・研究のほか、藻場・干潟および浅場の保全・再生等の取組の実施と進捗管理を行っていきます。なお、現在、国の専門委員会において第10次水質総量削減のあり方について審議されているため、国や隣接県と情報共有を行いながら、次期計画の策定に向けた準備を進めていきます。

また、海洋ごみ対策の推進のため、さまざまな主体が連携し、内陸域も含めた広域的な取組が必要であることから、引き続き、伊勢湾流域圏での広域的な発生抑制対策を進めていきます。

5 共通基盤施策

(1) 令和6年度の主な取組と成果

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境保全活動や環境経営の推進に取り組みました。また、太陽光発電や土地の造成等、4件の事業について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、景観の保全等について配慮するよう知事意見を述べるなど、環境影響評価制度を適切に運用しました。

E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、自ら行動する人づくりや、地域や社会の環境学習の指導者となる人材育成やその支援等を目的として設立した三重県環境学習情報センターでは、環境体験講座や出前講座等を開催し、令和6年度は21,990人が利用しました。

(2) 課題および今後の取組方向

さまざまな主体による環境保全のための持続的な行動や取組が進むよう、環境保全活動や環境経営の普及・啓発を推進するとともに、現在手続き中の事業を含め環境影響評価制度の適正な運用に取り組んでいきます。

また、三重県環境学習情報センターについては、最新の情報を反映した展示への更新やデジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備の新設を進めます。

環境基本計画に基づく施策体系図



【基本方針】

持続可能な社会の実現に向け、
協創を通じた分野横断的な取組を推進

スマート
社会みえ

環境、経済、社会の統合的向上

【所管事項説明】

9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

令和6年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和6年度の管理状況を報告します。

また、令和6年度をもって指定期間が終了した「三重県立総合文化センター（三重県立図書館を含む）」、「三重県立総合博物館、三重県立美術館」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告します。

2 施設の概要及び報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) ・三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） ・三重県総合博物館 ・三重県立美術館	・津市一身田上津部田 1234 番地 ・津市一身田上津部田 3060 番地 ・津市大谷町 11 番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）【6期目】 〔県立図書館、総合博物館、県立美術館については一部業務〕	・令和6年度管理状況報告 ・全期間評価
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）【4期目】	・令和6年度管理状況報告
(3) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津3階	みえ県民交流センター運営委員会	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）【4期目】	・令和6年度管理状況報告
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566 番地	一般財団法人三重県交通安全協会	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）【6期目】	・令和6年度管理状況報告

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 伊藤 歳恭 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 6 三重県総合文化センターPR事業等 7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B	—		総合文化センター貸施設利用率は 74.9%（目標 80.0%）、来館者数は 728,311 人（目標 745,000 人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率は 41.0%（目標 70.0%）と目標を下回ったものの、令和5年度と比べて、総合文化センター・美術館の貸施設利用率が微増したほか、開館 30 周年記念事業が好評を得たこともあり、来館者数については約 19 万人増加した。
3 成果目標及びその実績	B	B			総合文化センター貸施設利用者満足度が 93.7%（目標 83.0%）となるなど、成果目標は 13 項目中 7 項目の達成となった。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総合的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業について、県民ニーズをふまえつつ展開した。成果目標は13項目のうち7項目での目標達成となり、特に貸施設利用者や事業参加者の満足度については、高い水準で目標を達成している。また、来館者数や貸施設利用率など目標を達成できなかった項目もあるものの、令和5年度と比べ、75%の項目(9項目)で実績が改善した。※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。 (2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実が今後も重要となってくることから、引き続き取り組んでいく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 来館者の安心安全を確保しながら利用者のニーズをふまえた取組を実施することで、引き続き来館者・施設利用者や事業参加者の満足度の維持向上などを図る必要がある。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、利用者満足度は令和5年度に引き続き、高い水準を維持している。また、国際規格に対応したISO9001品質管理システムを導入し、質の高いサービス等を提供するとともに、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行うなど、来館者サービスの強化を図っている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。 ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直しなど省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。 以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、概ね適切な実績を残していると評価できるが、施設の利用状況については目標を達成できていないことから、さらなる工夫が必要と考える。 引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。
---------------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 文化交流ゾーンに係る広報等の業務

- ・ 年4回発行している情報誌Mニュースに「Znews(ゾーンニュース)」として、総合博物館、県立美術館、県立図書館の情報を掲載した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業を9回実施した。

② 三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務

- 施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。「佐渡裕指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団」、総合博物館と共催した「金曜ロードショーとジブリ展」などの開館30周年記念事業が好評を得たことから、平成30年度以来初めて70万人を超える来館者数となったが、目標にはわずかに届かなかった。
- ・ 施設貸出サービス事業(総合文化センター)では、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行ったほか、開館30周年記念事業として肖像彫刻家のはしもとみおさんの作品展「どうぶつたち Mikke」を開催した。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。
 - ・ 文化会館事業では、59事業を実施した。主なものとしては、「キーウ・クラシック・バレエ『チャイコフスキー夢の3大バレエ』」、「反田恭平&ジャパン・ナショナル・オーケストラコンサートツアー2025」等の芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(7回実施)、介護をテーマとした「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
 - ・ 生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」(オープニング、公開セミナー15回、移動講座4回)や「みえミュージアムセミナー」(6回、内4回はオンライン併用、内1回はサテライト会場を設置)などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(65校で実施)等に取り組んだ。
 - ・ 男女共同参画センター事業では、地域での出前講座「フレンテトーク」(151回)や開館30周年記念事業として「ニキ・ド・サンファル展」を実施したほか、電話や面接等による女性相談をはじめ各種相談事業を引き続き実施した。
 - ・ 県立美術館の県民ギャラリーについては、17件の利用があり、安心して利用いただけるよう丁寧な説明を心掛けた。
 - ・ その他、社会見学(12回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③ 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 三重県総合文化センターは、開館から30年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設及び設備の維持管理に努めた。総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・ 照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④ 県施策への配慮に関する業務

- ・ バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画推進基本方針等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

⑤ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求5件に適切に対応した。
- ・ 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

(2) 施設の利用状況

	令和5年度実績	令和6年度実績	対前年度比
全館利用率	74.0%	74.9%	0.9 ポイント
全館利用者数	535,618 人	728,311 人	192,693 人
文化会館利用率	76.9%	79.6%	2.7 ポイント
文化会館利用者数	414,876 人	606,577 人	191,701 人
生涯学習センター利用率	76.9%	75.7%	▲1.2 ポイント
生涯学習センター利用者数	44,672 人	42,445 人	▲2,227 人
男女共同参画センター利用率	69.2%	69.6%	0.4 ポイント
男女共同参画センター利用者数	76,070 人	79,289 人	3,219 人
三重県立美術館県民ギャラリー 利用率	39.8%	41.0%	1.2 ポイント
三重県立美術館県民ギャラリー 利用者数	10,862 人	9,726 人	▲1,136 人

2 利用料金の収入の実績

(単位：円)

	令和5年度実績	令和6年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	144,779,580	132,634,464	▲12,145,116
サービス料収入額	4,388,205	4,893,145	504,940
全施設収入額合計	149,167,785	137,527,609	▲11,640,176

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	1,236,559,000	1,266,059,000	事業費	175,670,139	219,351,559
利用料金収入	149,167,785	137,527,609	管理費	1,321,191,448	1,360,209,609
その他の収入	136,848,037	150,342,474	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,522,574,822	1,553,929,083	合計 (b)	1,496,861,587	1,579,561,168
収支差額 (a)-(b)	25,713,235	▲25,632,085			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目		目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
各施設の 利用者率		以下の基準 値から5年間で1ポイント増				
	文化会館	62.7%	47.4%			
	生涯学習 センター	18.9%	10.8%			
	男女共同 参画センター	19.1%	10.0%			
	県立図書館	37.2%	30.1%			
	総合博物館	42.6%	30.0%			
	県立美術館	40.9%	26.3%			
総合博物館・県立美術館・県立図書館との事業連携数		5回	9回			
総合文化センター来館者数(図書館来館者を除く。)		745,000人	728,311人	総合文化センター来館者満足度(4段階評価で3以上)	90.0%	89.6%
総合文化センター貸施設利用率		80.0%	74.9%	総合文化センター貸施設利用者満足度(4段階評価の4)	83.0%	93.7%
文化会館公演事業入場率		80.0%	83.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	96.8%
生涯学習センター事業参加者数		18,500人	17,739人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	82.5%
男女共同参画センター主催事業参加者数		13,000人	15,987人	男女共同参画センター事業満足度(4段階評価の4)	81.0%	84.8%
県立美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率		70.0%	41.0%			
今後の取組方針		・13項目中7項目の目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R 5	R 6	
1 管理業務の実施状況	A	A	第5期目の指定管理の5年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	B	B	開館 30 周年記念事業が好評を得たほか、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行うなど利便性の向上に努めたものの、総合文化センター貸施設利用率 74.9% (目標 80.0%)、県立図書館を除く総合文化センター来館者数 728,311 人 (目標 745,000 人)、県立美術館貸施設 (県民ギャラリー) 利用率 41.0% (目標 70.0%) となり、目標値まで届かなかった。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標 13 項目中 7 項目の目標達成となった。満足度に係る項目については、来館者満足度のみわずかに目標に達しなかったものの、高水準を維持した。

※評価の項目「1」の評価:

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価:

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 第5期の指定管理の5年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標 13 項目中、総合博物館・県立美術館・県立図書館との事業連携数、文化会館公演事業入場率、男女共同参画センター主催事業参加者数、総合文化センター貸施設利用者満足度、文化会館事業参加者満足度、生涯学習センター事業参加者満足度、男女共同参画センター事業満足度の7項目については、目標を達成した。 (2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・ ISO9001 品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。 (県民サービス向上等) ・ 電子マネーの取扱いの継続運用や、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行うなど利用者の利便性向上に努めた。 ・ 利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。 (施設の適正な維持管理の実施) ・ サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・ 東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。 ・ 県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 伊藤 歳恭 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 6 三重県総合文化センター P R 事業等 7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R2	A		総合文化センターについて、計画的な修繕や照明・空調の管理徹底等省エネ取組の実施、防災訓練の実施など適切な施設管理を行っているほか、アンケート等によりニーズを把握し、サービス改善をはかっている。 新型コロナウイルス感染症拡大時においても自ら作成した「消毒マニュアル」による徹底した施設・設備の消毒作業の実施など、安心・安全な施設の運営に努めた。 また、一部指定管理である総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行っており、県立文化施設との連携取組の推進も積極的に行っている。
R3	A		
R4	A		
R5	A		
R6	A		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R2	B		クラウド型貸館予約システムや電子マネーの継続運用などによる利用しやすい施設づくりやおまかせサービスの充実など、きめ細かなサービスを行っている。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来館者数や貸施設利用率が大きく落ち込んだ時期においても、オンライン会議等の普
R3	B		
R4	B		

R5	B	—	及に応じて光高速通信サービス（現在は廃止）を開始するなど県民ニーズに応じたサービスに努めた。 また、低利用率施設の利用率改善対策のため、新たな利用方法の提案や設備改良を行うなど、利用者サービスの向上や利便性の向上が常に意識されており、貸施設利用者満足度は高い水準を維持しているほか、貸施設利用率についても回復基調にある。
R6	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	6,053,139,000	事業費	841,320,115
利用料金収入	617,777,993	管理費	6,363,307,619
その他の収入	617,373,366	その他の支出	0
合計 (a)	7,288,290,359	合計 (b)	7,204,627,734
収支差額 (a)-(b)	83,662,625		

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

5 成果目標およびその実績

	指定管理 者の自己 評価	県の評価	全期間における成果目標およびその実績							
			成果目標項目		目標値 (R6)	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値
R2	B		各 施 設 の 利 用 者 率 (基 準 値 から 5 年 間 で 1 ポ イ ン ト 増)	文化会館	62.7%	62.3%	70.1%	62.5%	50.4%	47.4%
				生涯学習 センター	18.9%	21.7%	27.9%	19.2%	11.7%	10.8%
				男女共同 参画セン ター	19.1%	20.9%	30.8%	18.0%	10.8%	10.0%
				県立図書 館	37.2%	41.7%	49.8%	38.7%	31.6%	30.1%
				総合博物 館	42.6%	45.4%	55.0%	44.8%	28.6%	30.0%
				県立美術 館	40.9%	42.6%	49.1%	38.9%	26.8%	26.3%
R3	B		総合博物館・県立美術館・県立図書館との事業連携数	5 回	2 回	4 回	7 回	5 回	9 回	
			総合文化センター来館者数(図書館来館者を除く。)	745,000 人	160,392 人	279,950 人	498,222 人	535,618 人	728,311 人	
			総合文化センター来館者満足度(4段階評価で3以上)	90.0%	90.3%	96.3%	95.6%	95.0%	89.6%	

R4	B		総合文化センター貸 施設利用率	80.0%	49.6%	57.7%	70.5%	74.0%	74.9%
			総合文化センター貸 施設利用者満足度(4 段階評価の4)	83.0%	88.2%	91.1%	90.1%	92.8%	93.7%
			文化会館公演事業入 場率	80.0%	84.0%	66.0%	63.0%	61.0%	83.0%
R5	B		文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以 上)	95.0%	97.1%	96.3%	96.5%	96.7%	96.8%
			生涯学習センター事 業参加者数	18,500 人	8,766 人	12,993 人	15,028 人	16,686 人	17,739 人
			生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	80.4%	78.2%	83.0%	84.2%	82.5%
R6	B		男女共同参画センタ ー主催事業参加者数	13,000 人	7,695 人	13,007 人	12,430 人	15,500 人	15,987 人
			男女共同参画センタ ー事業満足度(4段階 評価の4)	81.0%	82.4%	81.5%	88.5%	88.6%	84.8%
			県立美術館貸施設 (県民ギャラリー)利 用率	70.0%	18.9%	45.6%	52.6%	39.8%	41.0%
全期間におけるコメント									
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来館者数や貸施設利用率は大きく落ち込んだ時期があるものの、令和3年度以降は回復基調にある。満足度に係る項目については5年間高い水準を維持しており、適切な管理運営が行われたと考える。最終年度となる令和6年度においては、13項目中7項目で目標を達成し、特に来館者数については開館30周年記念事業が好評を得たこともあり、前年度比約19万人増という結果となった。									

6 総括評価

○これまで蓄積したノウハウを生かし、クラウド型貸館予約システムや電子マネーの継続運用などによる利用しやすい施設づくりを行っているほか、おまかせサービスの充実、文化棟・フレンテ棟のトイレ洋式化改修など、利用者サービスの向上や利便性の向上が常に意識されている。

○東紀州地域からのバスツアーの実施、県産品の販売など直営ショップの魅力的な商品展開、情報誌「Mニュース」やホームページ、SNSを活用した情報発信などにより、新規顧客の開拓を図っている。

○魅力ある公演・講座等の実施、県内市町と連携したアウトリーチ事業や研修事業、次世代育成事業等を通じ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画推進の拠点施設としての機能を発揮している。

○危機管理マニュアルを整備し、防災訓練・避難誘導訓練を定期的に行い、職員の防災・危機管理関連資格取得を促進するなど、常に安全・安心な施設づくりを意識して管理運営を行っている。

○県立文化施設の取組について、Mニュース等で周知するほか、子ども向けアートイベントや講座等で他の県立文化施設と積極的に連携取組を行っている。

○県民のニーズを把握し、きめ細かなサービスの提供や魅力ある事業展開に努め、令和6年度には来館者数がこの5年間で過去最高となった。成果目標についても、来館者数など達成できなかった部分があるものの、満足度に係る項目については5年間高い水準を維持しており、総合文化センターが利用者にとって使いやすい施設として管理運営されてきたものと評価する。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※「3 施設の利用状況」、「5 成果目標およびその実績」の自己評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価：

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1 丁目 5 番地 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階)
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			令和6年度の施設利用者数は21,990人であり、大規模イベントを開催できなかったこと等から、目標(32,000人)を下回ったが、講座や社会見学など児童・生徒を中心に環境について学ぶ機会を提供している。また、県民が自発的に行う環境保全に関する活動を促進するため、貸室や環境教育教材の貸し出しを実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			達成すべき成果目標5項目中、「環境教育参加者数」を除く4項目について目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・成果目標5項目のうち「環境教育参加者数」の1項目については、近隣の県施設が廃止され大規模イベントを開催できなかったこと等から未達成となったものの、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は10,345人と目標10,000人を達成した。 ・「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」は1,663人（前年度1,680人）となり、目標1,500人を達成し、「環境活動を協働した環境団体数」も26団体と目標の25団体を達成した。 ・「講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合」は98.2%であり、目標の95%以上を達成した。 (2) 残されている課題 ・より幅広い層に対する講座等の開催に向けて、さらにオンラインでの講座の拡充等に取り組む必要がある。 ・カーボンニュートラル等、環境に関する新たな情報を取り入れるなど、展示や情報の更新が必要である。 ・利用者を世代別に見ると、児童・生徒が約半数を占めており、子どもの中から知識だけではなく、体験を通じた環境問題への気づき、環境保全への行動を引き出していくような仕掛けづくりをしていく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・アンケートの結果等を活用し、県民のニーズを踏まえた取組を実施することで、施設利用者の満足度の維持向上に努める必要がある。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・講座の参加者等に対し、アンケート調査を行い、県民のニーズを把握し、サービス改善を図っている。アンケートの結果、講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合は98.2%と高い水準を示している。 (県民へのサービス向上の成果) ・イベントの開催・出展、社会見学の受入れ、県内各地での主催講座や出前講座の開催、県内環境団体との連携、様々な媒体を用いた情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。 ・オンラインで主催講座に申し込めるよう対応するなど、工夫している。 ・オンライン講座も実施し、県民が場所や時間に制限されることなく、環境学習に取り組む機会を提供した。3講座開催し336名が参加した。 ・環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座やイベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報を発信している。 (施設の適正な維持管理の実施) ・毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年1回モニタリングを実施し、適正に維持管理されていることを確認した。 以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として、適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、成果目標の達成に向け、県内環境団体とのネットワークやセンター職員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実と適切な施設運営を進められることを期待する。
---------------	--

＜指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)＞

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたり、基本協定書および年度協定書の管理業務（業務計画書）に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。
- ・感染症対策として自由に使えるアルコールの設置は継続し、センター玄関ホールや主催講座の受付付近で使えるようにした。

a 展示施設管理

- ・展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。
- ・手指消毒用アルコールの玄関ホールへの設置を継続し、来館者が自由に使えるようにした。
- ・貸室利用は 25 件であった。

b 環境講座

- ・小中学校に向けて、年度当初に「環境学習プログラムガイド」を送付して利用を促したところ、保・幼・小・中学校等の来館による施設見学と環境講座は 49 校、6,001 人が受講した。
- ・主な主催講座として「環境基礎講座（全 5 回）」「ファシリテーションと参加型の手法を学ぼう！」などを開催し、その他のセンター主催講座と併せて 103 回、2,807 人が受講した（前年度比 13.1%増）。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。
- ・県内各地へ出張して実施する出前講座は、107 回、4,379 人の受講があった。また、環境学習地域リーダー養成講座については主催講座で 55 回、出前講座で 4 回開催し、延べ 1,663 人が受講した（前年比 1%減）。

c 環境イベント

- ・小・中学生向けの夏のイベントとして、「ECO サマーデイ」を企画し、事前申込制の環境講座と事前申込不要の体験ブースを実施した。並行して、環境パネル展も開催して、啓発に努めた。
- ・「高校生の環境活動交流会」をオンラインで実施し、資料・動画による交流を行った。それぞれの高校の活動を動画にまとめ、ネット上で発表した。発表内容に対する質問や、困っていることなども出し合い、他校からのアドバイスや意見をもらうなどして高校生同士の交流促進に貢献した。

d 情報発信

- ・情報紙「環境学習みえ」の年 4 回発行と毎月 10 日発信のメールマガジンに加え、ホームページや Facebook 等を運用し、適時、情報発信に努めた。

e 公募事業

- ・「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した（中学生の部 574 作品、小学生の部 304 作品）。
- ・優秀作 16 作品（小学生の部 8 作品、中学生の部 8 作品）を表彰し、三重県環境学習情報センター、三重県総合博物館、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センター、および津松菱（百貨店）で展示を行い、地球温暖化防止について考える機会を提供した。

f こどもエコクラブ三重県事務局事業

- ・県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で 61 クラブ、11,733 人となった（前年度比 8.4%増）。
- ・各市町担当者への研修会として、5 月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」をオンラインで実施し、三重県外のこどもエコクラブの活動について、こどもエコクラブ全国事務局より講演いただいた。
- ・各クラブの活動の様子など 1 年間の活動をまとめた「令和 6 年度こどもエコクラブ活動報告集」を作成し、各クラブ等に配布した。

- ・県内のこどもエコクラブの交流を図る「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2024」では、希望するクラブに「どんぐりクッキー作り」を実施した。どんぐりクッキーの作り方説明動画の中で、どんぐりの種子分散をテーマとしたクイズや、食べられるどんぐりの種類があること（生態系サービス）について説明し、「生物多様性」の学びを深めた。なお、各クラブの作っている様子やでき上がったクッキーの写真を「令和6年度こどもエコクラブ活動報告集」に掲載して、紙面上での交流会とした。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

- 人権尊重社会の実現への取組
 - ・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
 - ・貸室の利用者には不当な差別やその他人権侵害行為をしないことを申込時に確認している。
- 男女共同参画社会実現への取組
 - ・三重県男女共同参画センター（フレンテ）の「フレンテまつり」に出展し、「UV ビーズと貝がらのストラップ作り」を実施した。この中で、大人にはオゾンホールに関する啓発を行い、子どもには貝がらなどの自然に親しむことの楽しさを伝えると共に、啓発活動に協力した。
- 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
 - ・「食品ロス」をテーマとした講座や海洋ごみに関する講座などを通じて啓発に努めている。
 - ・事務室内ではリサイクルのため分別に努め、コピー用紙の裏面利用も推奨している。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」を整備し適正に対応できる体制をとっている。令和6年度に情報開示請求はなかった。
- ・個人情報保護については「個人情報保護法」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行するとともに、「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和6年度環境教育参加者数	32,000人	21,990人	68.7%
令和5年度環境教育参加者数	32,000人	20,826人	65.1%
対前年比		105.6%	
利用者内訳			
	回数	人数	(独自目標)
主催講座	103回	2,807人	
出前講座	107回	4,379人	80回以上
学校社会見学等	49校 101回	6,001人	35校以上
一般団体見学	7回	153人	
フリー来館・貸室	貸室 25回	1,874人	
交流会	9回	756人	
行事等	21回	5,142人	
ポスターコンクール	-	878人	
合計		21,990人	

2 利用料金の収入の実績

・貸室利用について25件。利用していただいた25件は、減免対象に該当したため無料の使用を許可した。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R5	R6		R5	R6
指定管理料	31,993,572	35,542,578	事業費	29,002,161	27,137,168
利用料金収入	1,800	0	管理費	4,221,064	8,939,896
その他の収入	237,446	534,486	その他の支出	0	0
合計 (a)	32,232,818	36,077,064	合計 (b)	33,223,225	36,077,064
収支差額 (a)-(b)	▲ 990,407	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	158,500円
---------	----------

4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	32,000 人	21,990 人	68.7%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数※1	10,000 人	10,345 人	103.5%
③環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数※1	1,500 人	1,663 人	110.9%
④環境活動を協働した環境団体数※2	最終年度 (R7) までに 25 団体以上	26 団体	104.0%
⑤講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	95%以上	1,249/1,272 98.2%	103.4%
※1. ②③は①の内数			
※2. ④の達成率は最終年度までの目標に対する達成率			
2 独自で定めた成果目標			
項 目	目標値	実績	達成率
「センター通信」等の情報発信数	263 回	299 回	113.7%
今後の取組方針	・児童・生徒を対象とした環境教育参加者数は 10,345 人(目標値 10,000 人)、環境学習地域リーダー養成を目的とした講座の受講者数は 1,663 人(目標値 1,500 人)となり、目標値を達成することができた。 ・環境教育参加者数については目標値に達しなかった。新型コロナウイルス感染症の流行期以前のように開催されるイベントが増えてきたので、できる限りイベントに出展して環境教育の機会を増やしていく。 ・利用者の増加や自発的に環境活動に取り組む意識の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努めていく。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R 5	R 6	
1 管理業務の実施状況	A	A	・業務計画書や基本協定書に基づき、感染症対策にも留意しつつ、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。 ・利用者アンケートに応じて取組内容を見直すなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	A	B	・年度初めに、「環境学習プログラムガイド」を各市町教育委員会を通じて小・中学校や旅行会社へ送付し、社会見学や修学旅行、四日市市少年自然の家での自然教室の際に当センターを活用することを提案した結果、昨年度に引き続き多くの児童・生徒に利用頂いた。 ・貸室については、25件の利用があった。環境に関する市民団体等に無料で利用してもらうことで、環境活動を支援している。
3 成果目標及びその実績	A	B	・大きなイベントを開催することが難しい状況があるので、達成すべき成果目標の①環境教育参加者数については目標値を達成できなかったが、②～⑤の目標値、及び独自で定めた成果目標については達成することができた。

※評価の項目「1」の評価:

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価:

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・管理運営の方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標5項目中、1項目が未達成となったものの、社会見学の受け入れや出前講座、オンライン講座の実施、他団体との連携等により、他の項目は目標を達成した。 (2) 残されている課題 ・成果目標の1つである環境教育参加者数の増加に努め、利用者の満足度のさらなる向上に努める。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・オンライン講座等、時代のニーズに合った講座を積極的に実施し、成果目標の達成に努めていく。 ・二次元コードや申し込みフォームなどを活用し、講座の申し込みやアンケート記入の利便性を高め、講座等の申し込み増につなげていく。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・講座参加者や施設利用者に対してアンケート調査を行い、利用者の意見を反映させるよう努めた。 (県民サービスの向上) ・北勢、中勢、伊賀、紀北の4地域の公共施設、および津松菱において地球温暖化防止啓発ポスターコンクール入賞作品の展示を行い、県内各地の多くの方々に見ていただくことができた。 ・主催講座においては会場に集まる対面式だけでなく、オンライン講座も実施し、会場に行けない方や昼間に時間のとれない方でも、自宅などで都合の良い時間に講座を視聴できるようにした。 ・各主催講座の申し込みフォームの入力をさらに簡単にし、申し込みの際の利便性を高めた結果、申し込みフォームでのお申し込みが増加した。 ・講座に関するアンケートでは常に高い満足度の評価をいただいている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・施設の適正な維持管理に努めるとともに、自由に使える手指消毒用アルコールの設置を玄関ホールで継続し、来館者に安心してもらえるように配慮した。 (施設利用者の増加) ・社会見学等での来館者増加に向けて、旅行会社への利用案内の送付や小中学校の校長会での配布を行うとともに、近隣施設と連携して広報を行った。その結果、社会見学や自然教室における利用につながった。
---------------	--

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）
指定管理者の名称等	みえ県民交流センター運営委員会 代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井真理子 （四日市市諏訪栄町 3 番 4 号 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 5 「みえ災害ボランティア支援センター」運営に関する業務 6 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務 7 企業等との協働の推進に係る業務 8 施設の維持管理に関する業務 9 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、中間支援団体等の支援、国際交流・多文化共生といったニーズや時流に沿ったセミナーやイベントの実施など、県域の市民活動や国際交流の拠点としての役割を的確に果たした。 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営においては、能登半島地震への対応として、活動報告会を開催し県民の被災地支援を促進するとともに、県内NPOと被災地で活動するNPOのマッチングを行うなど、MVSCの運営に積極的に携わった。
2 施設の利用状況	B	B			利用団体数は 2,515 団体と令和 5 年度（2,509 団体）より増加している。また、センター来館者数は 39,793 人と目標数値（63,000 人）には至っていないものの、令和 5 年度（34,394 人）に比べ増加した。また、センター内の案内板を新設したほか、新着図書のコーナーを新たに設置するなど、利用しやすい環境づくりやサービスの向上に努めた。
3 成果目標およびその実績	B	B			成果目標の 6 項目のうち「センター来館者数」を除く 5 項目で目標を達成した。 また、指定管理者の成果目標のうち「教育機関での市民教育の実施件数」については、目標値 3 件のところ 5 件実施し、次世代を対象とした市民活動の推進に積極的に取り組んだ。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・センター来館者数は 39,793 人と目標数値 (63,000 人) には至っていないものの、令和5年度 (34,394 人) に比べ増加した。 ・「オンラインを活用した NPO の割合」は、84.4%と目標 (80%) を上回った。 ・「事業参加者の満足度」も 87.9%と目標 (85%) を達成した。 ・「県民応援NPOプロジェクト」では、団体の事業の発展・強化に向けて、「東海ろうきん未来応援寄附金」からの資金を3団体に提供するとともに、伴走支援を実施し、目標 (3 団体) を達成した。 ・「企業とNPOのマッチング」は、県内の企業とNPOが相互の活動への理解と連携を進められるよう、SDGsに取り組む企業5社取材してマッチングサイトに掲載するとともに、セミナーを開催し、目標 (5 件) を達成した。 ・「教育機関での市民教育の実施件数」は、子どもや若者の市民活動への関心を向上させることを目的に、小学生を対象とした講座を5件実施し、目標 (3 件) を達成した。 (2) 残されている課題 ・人口減少・少子高齢化など社会環境の変化により多様化、複雑化する社会課題への対応が求められる中で、NPO等の活動について企業や県民の皆さんへの認知度を高め、多様な主体とつながりを持って活動できるよう、支援していく必要がある。 ・今後も引き続き、対面とオンラインをうまく組み合わせてセミナー等を開催するなど、利用者ニーズに対応していく必要がある。 ・来館者数の増加に向け、センターの利用実態を分析するとともに、センターのより一層の周知や来館者の利便性の向上に取り組む必要がある。 ・施設や備品の老朽化に伴う故障等が増加していることから、更新や修繕をしていく必要がある。 ・専門スキルを持つスタッフを確保、育成していく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・センター来館者数の増加に向けて、外部委員会や利用者等の意見を参考に、利用しやすい環境づくりやサービスの向上に取り組む必要がある。 (4) その他 (施設の適正な維持管理の実施) ・救急救命研修や県図上訓練に参加した。また、利用者が安全・安心、快適に利用できるよう施設や備品の適切な管理・維持に努めた。施設内の人目につきにくい場所 (トイレ、給湯室等) を定期的に巡回し、安全衛生管理に努めている。 (県民サービス向上の成果) ・ホームページやウェブマガジン、SNSによる情報発信、および「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通じ、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図っている。 ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケート等を実施し、魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実に取り組んでいる。 (「みえ災害ボランティア支援センター (MVSC)」の運営に関する業務) ・能登半島地震により設置されたMVSCに参画し、被災地支援を行う県内NPO等との情報共有会を開催し、被災地支援に関して意見交換を行うとともに、災害支援団体等との連携強化に努めた。 ・被災地で活動するNPOと三重県内のNPO・個人の方をつなぐボラマッチ事業を実施し、被災地支援活動を行った。 以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っている」と評価できる。今後も魅力ある事業内容をめざした企画運営や展示等を充実させるとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を十分に活かした市民活動の強化促進、国際化と多文化共生の推進に向け、県民のニーズに応じた必要かつ魅力的な取組に期待する。
---------------	--

＜指定管理者の評価・報告書（令和6年度分）＞

指定管理者の名称：みえ県民交流センター運営委員会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① センター管理運営事業の実施に関する業務

ア 管理運営

- ・みえ県民交流センターの総合案内の役割を担い、NPOや広く県民の皆さんを対象に、市民活動や国際交流・多文化共生の推進を目的としたセミナーやイベントを実施した。
- ・利用者のセンター内Wi-Fi環境へのニーズも高く、センターでのオンラインによる会議の利用が増加している。
- ・県民のNPOへの関心や市民活動への参加を促すため、ホームページやWEBマガジンにてセンターの利用案内や事業情報、また、市民活動やボランティアに関する情報を発信した。また、SNSも活用して、積極的に情報発信に取り組んだ。
- ・4名の外部委員による外部委員会の開催（2回）、施設の利用者や施設のオンライン環境についてのアンケートの実施により得られた意見や助言等をふまえ、施設管理や業務改善を行った。
- ・センターの利用件数は、交流スペース（A）とミーティングルーム合計で796件と令和5年度（733件）より増加した。

イ 講座・研修の実施

- ・「NPOグレードアップセミナー」の目的を「NPOの今までと未来～これからのNPOマネジメントを学ぶ」と題して、NPOの歴史や現状、課題を明らかにし、現代社会でNPOが担うべき役割と組織のあり方を学んだ。
- ・「協創シンポジウム」として、NPO交流会を開催し、県内のNPO35団体が参加した。NPOの交流の機会になるとともに、それぞれのNPOが抱えている課題を明らかにし、その解決策について話し合った。
- ・「多文化共生深堀り講座」は2回開催し、1回目は「被災地に暮らす外国人と支えあうために…」と題し、能登半島地震で被災した外国人住民の支援を行ったNPOを講師に、災害時の外国人支援について学んだ。2回目は、「どこの国の人もみんな一緒に『おしゃべりPARTY』」と題して、三重県で暮らす外国人の方に参加いただき、各国の文化や食の紹介など楽しく気軽に交流できる場とした。
- ・「グローバル市民講座」として、「平和」をテーマに国際情勢や国際NGOの取組を学び、この状況を「わたしごと」にし、どのような行動ができるかを考えあうセミナーを実施した。
- ・WEBマガジン「R/LEADER plus」を年7回発行した。

ウ 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」運営に関する業務

- ・MVSCの幹事団体として、県の図上訓練や月1回の幹事会に参加した。
- ・能登半島地震により設置されたMVSCでは、みえ災害ボランティア団体バンクの登録団体の管理や情報提供、マッチングを行った。また、三重県内の情報共有会を開催し、現地の状況や三重県からの支援状況を共有し、県民の被災地支援活動を促した。
- ・ボラマッチ事業を計3回実施し、県内NPO・個人の被災地支援活動を促進するとともに、現地で活動するNPOと連携を深めることができた。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう施設や備品の適切な管理および維持に努めた。とりわけ、人目につきにくい場所の安全衛生対策や不具合のある備品の修繕や入れ替えを行った。
- ・利用者の要望に対応し、より利用しやすい施設となるよう改善に努めた。その一環として、新たに案内板を設置するなど、施設の利便性の向上に努めた。
- ・引き続き照明や空調の省エネルギー対策を実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・県総合計画やダイバーシティみえ推進方針などの施策について県と意見を交わして事業を立案し、実施した。
- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生推進計画をふまえて事業を実施するとともに、職員の働き方改革などにも取り組んだ。
- ・三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など環境に配慮した取組を行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務 ・三重県情報公開条例に基づき、「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっている。 令和6年度に開示請求はなかった。 ・基本協定書第12条に基づき、個人情報を適切に取り扱った。			
⑤ その他の業務 特になし。			
(2) 施設の利用状況			
	R 6 年度目標	R 6 年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 ＜指定管理対象施設分＞（人）	63,000	39,793	63.1%
交流スペース・ミーティングルーム他（人）	-	37,943	-
イベント情報コーナー（人）	-	1,850	-

2 利用料金の収入の実績

令和6年度実績	965,270 円
---------	-----------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	R 5 年度	R 6 年度		R 5 年度	R 6 年度
指定管理料	26,483,000	29,794,000	事業費	23,374,100	27,128,801
利用料金収入	1,039,920	965,270	管理費	668,520	666,300
その他の収入	1,616,799	1,219,440	その他の支出	2,175,424	1,973,570
合計 (a)	29,139,719	31,978,710	合計 (b)	26,218,044	29,768,671
収支差額 (a) - (b)	2,921,675	2,210,039			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	63,660 円
---------	----------

4 成果目標とその実績

(1) 県が示す成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設及びイベントへの来館者)	63,000 人／年	39,793 人／年
オンラインを活用したNPOの割合	80%	84.4%
事業参加者の満足度	85%	87.9%
(2) 指定管理者の成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援	3 団体／年	3 団体／年
企業等とNPOのマッチング件数	5 件／年	5 件／年
教育機関での市民教育の実施件数	3 件／年	5 件／年
今後の取組方針	・利用者の安心・安全を確保し、また魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実を図り、利用者数の成果目標達成を目指す。 ・施設利用者を対象にしたアンケートや、事業参加者のアンケートから、施設利用及び事業の満足度がより高まるよう、ニーズを把握し、必要かつ魅力的な施設運営や事業実施を行う。 ・各地の中間支援組織と連携を図り、県域のセンターとしての役割、専門性を高める。 ・ホームページやWEBマガジン、SNSによる情報発信を強化し、市民活動、国際交流の促進を目指す。	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R 5	R 6	
1 管理業務の実施状況	A	A	(1) 施設の維持管理 ・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内の役割を果たした。また、施設内を安心、清潔に保つために、感染拡大防止対策（手指消毒、施設や備品は利用者の利用後に消毒するなど）を実施した。 ・人目につみにくいトイレ等の場所の定期的な見回りをするなど安全面を強化し危機管理体制を整備した。 ・施設、備品を適正に管理するとともに、外部委員会が出された助言や提案、利用者アンケートの実施を通して出された意見や提案をもとにサービスや管理方法を改善した。 (2) 市民活動及び国際化に関する事業 ・第3回県民応援NPOプロジェクトを実施し、採択された3団体の取組の伴走支援を行った。 ・協創シンポジウムでは、県内NPO35 団体が集まり、各団体の活動や課題共有を行った。 ・グレードアップセミナーでは、「これまでのNPO、これからのNPO」をテーマに今の社会状況のなかでNPOが担うべき役割と組織のあり方を学びあった。 ・国際化の推進に関しては、「多文化共生」については2回セミナーを行い、災害時における外国人住民への支援について学ぶ場、外国人住民が主体となって交流する機会となった。「グローバル市民講座」は、「平和」をテーマに国際情勢や国際NGOの取組について学び、当事者意識を育むためのセミナーを行った。

			・ホームページ、SNSを積極的に更新し、またWEBマガジンを（年7回）発行し、県民をはじめ、市民活動やNPOにとって有益な情報を発信した。 （3）「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営に関する業務 ・能登半島地震の被災地支援を行うため、幹事会への出席や輪島市で支援活動をしているNPOが主催する情報共有会議に参加した。 ・ボラマッチ事業を立ち上げ、県内のNPOとともに輪島市で被災地支援活動を行った。 ・MVSCの情報担当として、みえ災害ボランティア団体バンクの広報や、登録した団体の管理や情報提供、マッチングを行った。みえ災害ボランティア団体バンクに31団体が登録した。 ・情報担当として、WEB上やチラシ等での情報提供や三重県内の情報共有会議を行った。
2 施設の利用状況	B	B	・センターの来館者は39,793人であり、令和5年度（34,394人）に比べ増加傾向にはあるが、目標数値には至っていない。 ・利用団体数は延べ2,515団体と令和5年度（2,509団体）より増加した。 ・ホームページ（団体情報サイト、WEBマガジン含む）のユーザーアクセス数は12,913件であった。 ・コーヒーサービスがNPOへの寄付につながり、利用者サービスと市民活動団体支援の両立を図るコーヒー寄付金の取組を実施した。
3 成果目標およびその実績	B	B	・センター来館者は39,793人であり、目標数値63,000人の63.1%である。 ・事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して87.9%であった。 ・オンラインを活用したNPOの割合は、80%以上の成果目標に対して84.4%であった。 ・県民応援NPOプロジェクトの伴走支援を3団体（目標値3団体）行った。 ・企業等とNPOのマッチングは5件（目標値5件）行った。 ・教育機関での市民教育の実施は5件（目標値3件）行った。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 成果目標について、「センター来館者数」は目標を達成できなかったが、「オンラインを活用したNPOの割合」、「事業参加者の満足度」、「県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援」、「企業とNPOのマッチング」、「教育機関での市民教育の実施」においては、目標を達成できた。 (2) 残されている課題 ・多様化、複雑化する社会の諸課題の解決、改善のために活動をしている地域の市民活動やNPOに求められる情報や専門性を提供すること、地域で活動をしている市民活動やNPOなどを支援している地域の間支援組織の基盤・機能の強化を支援していくことが必要である。 ・県民に市民活動やNPO、センターの事業を知っていただき、参加いただくための情報基盤を強化することが求められる。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 成果目標の達成ができるよう、引き続き、社会ニーズ、利用者ニーズを把握し取組を進める。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・セミナー等事業参加者へのアンケートや施設利用者へのアンケートを行い、その結果を施設管理や事業運営に活かした。また外部委員会での業務に関する助言提案を反映した。 (業務執行体制の整備) ・多様な世代の職員を雇用し、有する情報やコミュニケーションツールの違いといったそれぞれの経験や世代による特質を活かして事業を企画し実施した。 (施設の適正な維持管理の実施) ・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。今後も県域の拠点として、より一層利用しやすい施設づくりに努める。
---------------	--

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）

<県の評価等>

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 稲垣 清文 （津市高茶屋 4 丁目 4 8 番 8 号）
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R5	R6	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B			既存の設備を生かし、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対して、交通事故情勢やニーズを反映したカリキュラムによる質の高い交通安全教育を提供するとともに、SNS等を通じた情報発信を行い、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者数は 4,102 人となり成果目標未達となったものの、令和5年度と比較し 240 人増となった。（目標値：6,000 人） なお、各種研修（高齢者・指導者向け）受講者数については、令和5年度よりいずれも減となったものの、市町と連携したパーク&バスライドによる高齢者研修の実施や、「夜間特別研修」「自転車指導者研修会」等の特別研修の実施により、対象に応じた専門的な研修を展開した。
3 成果目標およびその実績	B	B			成果目標 4 項目のうち、受講者数に係る 3 項目について、いずれも目標未達となったものの、企業や未就学児による受講の増加等により、利用者数は令和5年度から 240 人増となった。 また、「利用者の満足度」については 97.4%と高い水準で成果目標を達成しており、質の高い研修を実施できている。（目標値：90.0%）

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・ 4つの成果目標のうち、利用者数等3項目で目標未達となったものの、利用者数は前年度と比較し240人増となったほか、「利用者満足度」については97.4%と高い水準で目標を達成しており、質の高い研修を実施することができていると評価できる。 ・ 指定管理者独自の数値目標である「ホームページアクセス回数」、「メールマガジン発信回数」及び「広報誌発行回数」については、全て目標を達成しており、指定管理者の積極的な情報発信について、一定の成果が認められる。 (2) 残されている課題 ・ 利用者数増に向け、市町や関係機関・団体との連携を強化し、積極的なPRを展開することにより、施設の認知度向上や利用者数増に努める必要がある。 ・ 社会の高齢化に伴い、高齢者が被害者・加害者となる事故の割合が高い傾向が続いている現状をふまえ、高齢者研修の利用拡大に努める必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、県民ニーズや交通事故情勢をふまえたカリキュラムの提供による利用者満足度の維持向上及び積極的な利用案内、広報等による利用者数・各種研修受講者数の増により、成果目標の達成に向け取り組む必要がある。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・ 研修時に利用者アンケートを実施するとともに、利用団体の代表者等で構成される「事業内容等評価検討委員会」を年1回開催し、県民ニーズの把握に努めた。 (県民サービス向上等) ・ 電動キックボードやモペット（ペダル付き電動バイク）等、新しいモビリティを取り入れた研修を実施したほか、職員の知識の質的向上を図るため専門研修を受講する等、研修内容の充実に努め、県民サービスの向上を図った。 ・ 夏季の暑さ対策として、ロールスクリーンの設置や、屋外研修時の待機所にオーニング（日よけ）を設置する等、良好な利用環境の整備に努めた。 (施設の適正な維持管理の実施) ・ 設備や機器について、チェックリストに基づき日常点検を実施し、記録簿を整備するとともに、必要に応じ専門の外部事業者による保守点検を実施し、適切に維持管理を行っている。 以上のことから、三重県交通安全研修センターの管理者として、概ね適切な実績を残していると評価できる。引き続き、成果目標の達成に向け、企業・団体等への案内及び各種媒体を通じた積極的な広報により施設の周知に努める等、利用者数増に向けた取組を推進するとともに、対象に応じた専門的かつ高度な交通安全教育の実施により、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たすことを期待したい。
--------	---

＜指定管理者の評価・報告書(令和6年度分)＞

指定管理者の名称：一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

・参加・体験・実践型の交通安全研修事業

年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、参加・体験・実践型の団体研修を実施した。(632 団体、4,102 人)

・指導者養成・資質向上事業

地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、指導者に特化した研修カリキュラムを実施したほか、教職員等を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導員研修会」等の特別研修を実施した。

(計 143 回、1,237 人)

また、対象別に活用できる指導者用マニュアルとして、「子ども向け」「一般ドライバー向け」「高齢者向け」の3類型を、年齢や日常の交通手段を考慮し、また、法改正や時勢の課題、三重県内の実態などを反映して作成し、地域・職域等で交通安全教育に携わる指導者へ配布した。

イ 施設の運営に関する業務

・県内の各種団体等に研修参加を働き掛け、センターの周知・新たな需要の掘り起こしによる参加者の拡大に努め、240 人の利用者数増につなげた。

面談による案内：144 件（国県市町 38 団体、企業 52 社、学校 5 校、老人関連 16 団体、その他 33 団体）

会合に参加しての案内：28 件（企業等 3,523 団体）

電話による案内：31 件（国県市町 7 団体、企業 3 社、学校 15 校、老人関連 4 団体、その他 2 団体）

・子ども向け研修では、屋内歩行研修コースを実際の交通環境に近づけるために、見通しの悪い街角、踏切に電車の絵を掲出するなど、臨場感を高める工夫をした。

・オリジナルキャラクター「みまも」をデザインした「反射タックルバンド」等の啓発物品を制作し、研修参加者及び県内の交通安全協会の窓口を通じて配布した。

・部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」を画面形式で実施し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。

ウ 交通安全に関する情報提供、資料の収集及び提供に関する業務

・県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用するとともに、メールマガジン配信（年 12 回）、広報誌発行（年 4 回）等を通じ、県内の事故発生状況・注意喚起や交通安全に関する情報の提供に努めた。

・高齢者対策として、高齢者の身体的特性及び歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配布した。

・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態などをまとめた「自転車テキスト」を作成、配布した。

・教育機関・企業等へ専門性の高い各種交通安全DVDの貸出を行い、各所での交通安全教育を支援した。また、貸出用DVDについては、HPにカテゴリ別の作品リストを掲載するなど、選びやすい環境を整備した。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

・各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づき毎日始業前点検及び打合せを励行するとともに、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行い、良好な利用環境の維持に努めた。また、軽易な修繕は職員で対処し、経費の縮減に努めた。

・各種感染症拡大防止のため、施設や機器を定期的に消毒するとともに、手指の消毒剤を各所に配置しこまめに消毒ができる環境とした。

③ 県施策への配慮に関する業務

・人権尊重のための取組

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修を受講できる環境づくりに努めた。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。

・男女共同参画社会実現への取組

研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。

・ユニバーサルデザイン（ＵＤ）のまちづくりに向けた取組

物品等の購入に際し、可能な限りＵＤ商品を選定した。また、小・中学生の団体研修実施時にエレベーターの点字付き操作ボタン、身体障がい者用トイレ、聴覚障がい者に対する配慮を示す「耳マーク」等について説明し、障がいの有無、性別等にかかわらず、全ての人が社会のあらゆる活動に参加でき、安全・安心な生活を営むことができるまちづくりについて理解を深めることに努めた。

・持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取組

ごみの分別、資源のリサイクルを実施するとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等により省資源に努めた。また、研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、職員・利用者の環境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報の安全管理に関する責任体制を整備し、適切に対応した。

・個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。

・令和６年度中の情報開示請求はなかった。

(2) 施設の利用状況

	目標	令和６年度 実績	令和５年度 実績
利用者数（人）	6,000	4,102	3,862
指導者養成・資質向上研修受講者数（人）	2,000	1,237	1,334
高齢者研修受講者数（人）	600	321	427

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

（単位：円）

収入の部			支出の部		
	R 5	R 6		R 5	R 6
指定管理料	39,355,000	41,855,000	事業費	15,313,679	17,418,621
利用料金収入			管理費	24,041,321	24,436,379
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
合計（a）	39,355,000	41,855,000	合計（b）	39,355,000	41,855,000
収支差額（a）-（b）	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

(1) 成果目標			
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修事業)			
利用者数（人）	6,000	4,102	68.4%
指導者養成・資質向上研修受講者数（人）	2,000	1,237	61.9%
高齢者研修受講者数（人）	600	321	53.5%
利用者の満足度（%）	90.0	97.4	108.2%
(2) 指定管理者独自の数値目標			
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修)			
ホームページアクセス回数（回）	50,000	93,501	187%
メールマガジン発信回数（回）	12	12	100%
広報紙発行回数（回）	4	4	100%
今後の取組方針	令和6年度は、第6期指定管理期間5年の4年度目であり、各種感染防止対策を適切に実施することを含め利用者の安全を確保し、年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じた研修を行った。また、研修参加者は、前年度と比較すると240人増（6.2%増）となったものの、指導者、高齢者に関しては減少する結果となり受講者数に係る成果目標はいずれも達成することができなかった。 令和7年度は、各種団体等への訪問活動等により研修参加者の更なる増加を図る。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R5	R6	
1 管理業務の実施状況	B	B	・業務計画書、運営方針に基づき、管理業務や事業展開を推進した。 ・各市町の交通安全担当課、社会福祉協議会及びシルバー人材センター等の訪問、各種会合等での利用案内を行い、積極的に利用者増を図った。（今年度3,523団体、累計12,201団体） ・道路交通法の改正等に応じ研修を受け職員の知識の質的向上を図るとともに、電動キックボード等新たなモビリティを研修に取り入れるなど、研修内容の質の向上・充実に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	・高齢者研修受講者数等は減少した一方、企業・団体による研修の増加等により、受講者数は増加となった。 ・幼児から高齢者まで、幅広い世代に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、各市町の交通安全担当者や交通教育指導員を対象に、指導者に特化した研修カリキュラムを実施したほか「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」などの特別研修を実施し、地域や職場での指導者を養成した。
3 成果目標およびその実績	B	B	・成果目標4項目中、利用者数及び各種研修受講者数に係る3項目において成果目標未達となったものの、利用者満足度は97.4%と高い水準で成果目標を達成することができた。（目標：90.0%） ・指定管理者独自の成果目標であるホームページアクセス数やメールマガジン配信数、広報紙発行回数など、広報に係る項目は全て達成した。

※評価の項目「１」の評価：

「Ａ」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」 → 業務計画を順調に実施している。
「Ｃ」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「Ｄ」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「２」「３」の評価：

「Ａ」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」 → 当初の目標を達成している。
「Ｃ」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「Ｄ」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(１) 成果目標に対する達成度 利用者数及び各種研修受講者数に係る３項目において成果目標未達となったものの、利用者満足度は97.4%と高い水準で成果目標を達成できた。 また、指定管理者の独自成果目標であるホームページアクセス回数及びメールマガジン発信回数、広報紙発行回数については、３項目全て目標を達成できた。 (２) 残されている課題 ・各種研修受講者数の増に向け、市町や関係機関・団体との連携の強化を図る。 また、県内の企業・団体に対し積極的なPRを展開し、施設の認知度向上に努める。 ・社会の高齢化に伴い、高齢者が事故の被害者・加害者となるケースが増加している現状を踏まえ、研修を通じ、高齢者の交通事故防止に貢献するため、高齢者団体研修の利用拡大に努める。 (３) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き各成果目標の達成に向けて取り組んでいく。 (４) その他 (県民ニーズの把握) 研修受講者に対し、アンケートを実施するとともに、参加団体の代表者等で構成される事業内容等評価検討委員会を開催し、県民ニーズの把握に努めた。 (県民サービス向上) 電動キックボードやモペット（ペダル付き電動バイク）といった新しいモビリティを取り入れた研修を実施するなど、交通情勢を踏まえた適格な業務運営を図った。 (施設の適正な維持管理の実施) ・設備・機器等について、必要に応じ専門の外部事業者による保守点検を実施するとともに、毎日の点検を実施し、良好な利用環境の維持に努めた。 ・「危機管理マニュアル（研修センター作成）」「震災及び火災等の対応マニュアル（運転免許センター作成）」等に基づき防災訓練の実施等危機管理を行い、安全・安心な受講環境の確保に努めた。
---------------	--

10 指定管理候補者の選定過程の状況について

1 趣旨

令和7年度末において、環境生活部が所管する公の施設のうち、次の2施設の指定管理期間が終了します。これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和8年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めており、その選定過程の状況について報告いたします。

2 施設の概要および次期の指定の期間

施設の名称	所在地	次期の指定期間
(1) 三重県環境学習 情報センター	四日市市桜町 3684-11	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）
(2) 三重県交通安全 研修センター	津市垂水 2566	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日（5年間）

※選定過程内容の詳細は次ページ以降を参照。

(1) 三重県環境学習情報センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

三重県環境学習情報センターについては、現在の指定管理期間が令和8年3月末で終了することから、現在、令和8年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、三重県環境学習情報センター条例等に基づき、外部の有識者等で構成する「三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置しました（別紙1のとおり）。

令和7年7月4日に開催した第1回選定委員会において、審査基準および配点表を決定し8月21日から募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。

9月19日に開催した第2回選定委員会において、事業計画書等を詳細に審査しました。

2 進捗状況

令和7年7月4日	第1回選定委員会（審査基準および配点表の決定） ・審査基準および配点表……別紙2のとおり
7月22日～	
8月5日	募集要項の配布
8月12日	現地説明会の開催（参加団体数1）
8月21日～28日	申請の受付
9月19日	第2回選定委員会（ヒアリング審査）

3 応募の状況

申請書の提出があった団体数	1団体
・	アクティオ株式会社

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後のスケジュール（案）

令和7年10月	指定管理候補者の選定に係る答申
11月	11月定例会会議（指定管理者の指定に係る議案の提出）
令和8年1月	指定管理者の指定
3月	次期指定管理者と施設の管理に関する協定の締結
4月～	指定管理の開始（令和13年3月31日までの5年間）

○選定委員会委員（敬称略）

	氏名	職名等
委員長	荻原 彰	京都橘大学発達教育学部 教授
委員	井口 由子	度会町教育委員会事務局 局長
委員	小川 友香	公認会計士・税理士
委員	中川 かおり	三重弁護士会推薦弁護士
委員	西村 裕介	株式会社エイチワン

三重県環境学習情報センター指定管理者審査基準

別紙 2

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目		審査内容	配点
管理に対する基本方針	1-1	理念が利用の平等性の観点から適切か	10
	1-2	設置目的と申請者の基本方針が合致しているか	10
利用者の公平、公正な利用	1-3	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとられているか	10
企業(団体)の社会的責任	1-4	企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境管理への対応は適切か	10
小計1			40

2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目		審査内容	
利用者の安全確保方策	2-1	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	20
	2-2	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	20
展示機器等の効率的で安定的な維持管理	2-3	展示機器等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	20
危機管理体制や緊急時の対応	2-4	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	20
	2-5	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	20
個人情報の保護への対応	2-6	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	20
	2-7	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	20
小計2			140

3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目		審査内容	
事業	3-1	「気づき」の機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか	20
	3-2	「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供に関し、具体的な方策が提案されているか	20
	3-3	参加者が自発的に環境活動に取り組む意欲を喚起するような講座内容が提案されているか	20
	3-4	学校や地域社会のニーズに応じた出前講座が提案されているか	20
	3-5	環境学習地域リーダー等の養成及び支援に関し、具体的な方策が提案されているか	30
	3-6	様々な主体と協働した環境保全活動の実施に関し、具体的な方策が提案されているか	30
	3-7	魅力的な社会見学プラン開発について具体的な方策が提案されているか	30
	3-8	録画講座の配信等の活用の方策について具体的な提案がされているか	30
サービス向上への取り組み	3-9	利用料金の設定は適切な提案がされているか	20
	3-10	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上につながる具体的な提案がされているか	20
	3-11	サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	20
	3-12	環境情報の効果的な提供・発信について提案がされているか	30
利用者の声の把握	3-13	利用者の声の把握及び反映等のサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	20
達成目標	3-14	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか	20
小計3			330

4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目		審査内容	
収支計画	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	10
	4-3	実効性と創意工夫のある経費の効率化により、県費の負担軽減につながっているか	50
小計4			70

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目		審査内容	
経営能力	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか (基準点8点)	20
	5-2	事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか (基準点8点)	20
組織体制、勤務体制	5-3	組織体制や責任体制は適切な提案がなされているか	20
	5-4	提案事業内容が実施できる体制となっているか (基準点8点)	20
人材育成方針、研修計画	5-5	職員の人材育成につながる方針となっているか	20
	5-6	業務に必要な研修があるか	20
小計5			120

※5-1、5-2、5-4の3項目については基準点を設け、その点数以下がひとつでもあれば、失格とする。

合 計	700
-----	-----

三重県環境学習情報センター事業計画書の要旨

申請者名	アクティオ株式会社
管理運営方針	・これまでの約17年間にわたる当施設の管理運営で培った経験と実績を活かしつつ、時代の変化や県民のニーズに応じた取り組みを実施し、施設価値の最大化や環境学習活動の活性化を図ります。 ・県の施策と設置目的、施設運営の基本的な方向性を適切に理解し、その目的を達成するため、基本理念・基本方針と管理運営コンセプトとして「みえACTION×協創～持続可能な社会、自ら行動する人づくり～」を掲げます。 ・目的達成及びコンセプトを実現する重点施策を以下の3つとします。 施策1：環境教育・環境学習の充実 施策2：様々な主体と連携・ネットワークの強化 施策3：環境学習等の情報発信の拡大 ・利用者の公平・公正な利用の確保のため、明確で透明性をもった利用ルールを定め、公平・公正に運用します。また、障害者差別解消法の改正を受けて、多様な来館者への「合理的配慮の提供」への対応力の強化、研修の充実なども図っていきます。 ・企業（団体）の社会的責任として、当社独自の倫理基準の策定と周知、コンプライアンス委員会・企業倫理ホットラインの設置により迅速な初期対応が可能な体制となっています。 ・環境管理の推進として、省エネルギーの推進など環境負荷低減の取り組みを実施しています。また、当社として三重県環境学習情報センターなどの指定管理業務で培った環境学習・啓発の講座・イベントの実施や環境省「デコ活宣言」にも登録しています。
管理業務に関する計画	・展示施設や貸出備品は日常的または定期的に点検を行い、常に良好な状態を維持します。もし不具合が発生した際は、専門会社への修繕の依頼などで適切に対応します。 ・個人情報保護については、関係法令を遵守し、安全な個人情報の管理と保護に努めます。また、当社はプライバシーマーク及びISO27001（情報セキュリティシステム）を取得しています。
運営業務に関する計画	・「興味」や「気づき」から「知識」や「実践」へと発展させる、さらには様々な主体と連携、ネットワーク拡大を図り、当施設の管理運営コンセプト「みえACTION×協創～持続可能な社会、自ら行動する人づくり～」を受けて、各種事業を実施していきます。 ・環境学習の4つのステップ「興味・気づき」「理解」「考える」「行動」を設けて、それぞれの段階で県民が環境学習に興味を持てる各種講座・イベントを実施します。

【所管事項説明】

		・学校や地域への出前講座は各学年に対応したプログラムを作成し、提供します。また、県の出前トークにも登録し、依頼があれば、出前講座を行います。 ・環境学習地域リーダーの養成は、幅広い知識はもちろん、その人の熱意を維持するため、入門・基礎講座受講後も応用・実践の講座も定期的に実施します。 ・学校向けに環境学習プログラムガイドの作成・配布などを行い、社会見学の受入れを推進します。また、展示施設リニューアル後は展示施設を活用した団体見学プログラムを作成します。 ・遠方の方や時間が合わせづらい方のために、動画によるオンライン講座やの充実を図っていきます。					
危機管理に関する計画		・来館者の安全確保のため、各種マニュアルの策定、日常巡回などの未然防止策の実施、指定管理者賠償責任保険への加入、災害発生時の備えなどを日ごろから行います。また、次期指定管理期間の展示施設リニューアルの際には、所管課や設計・施工会社と連携し危険個所の除去に努めます。 ・緊急時には危機管理責任者であるセンター長・副センター長が中心となって、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大や業務への影響を最小限に抑えます。また、災害発生後は所管課と連携・協議しながら速やかな復旧を目指します。					
利用料金		・利用料金は現在の料金を踏襲し、自治体・学校等公的機関が利用する場合や環境活動を含む公益性が認められる目的の場合は全額減免を適用します。					
組織及び人員		・センター長を含め9名体制で管理運営を行います。その他、当社施設担当者、統括担当者、経理担当者などの万全のバックアップ体制で施設運営をサポートします。 ・研修は基礎研修・スキルアップ研修など業務に必要なスキルを漏れなく習得できる体制とします。また、リニューアル後の展示施設について学ぶ研修も職員・スタッフ全員を対象に行います。					
収入計画書 (千円)	年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	備考
	収入合計	40,197	40,197	40,197	40,197	40,197	
	指定管理料	39,937	39,937	39,937	39,937	39,937	
	施設利用料金収入	0	0	0	0	0	
	事業収入	260	260	260	260	260	
	支出合計	40,197	40,197	40,197	40,197	40,197	

(2) 三重県交通安全研修センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

三重県交通安全研修センターについては、現在の指定管理期間が令和8年3月末で終了することから、令和8年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、三重県交通安全研修センター条例等に基づき、外部の有識者等で構成する「三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置しました（別紙1のとおり）。

令和7年8月4日に開催された第1回選定委員会において、審査基準および配点を決定し、9月16日から募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。

今後、第2回選定委員会を開催して申請者から提出された事業計画書等を詳細に審査し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

令和7年8月4日	第1回選定委員会（審査基準および配点表の決定） ・審査基準および配点表……別紙2のとおり
8月15日～28日	募集要項の配布
9月3日	現地説明会の開催（参加団体数1）
9月16日～22日	申請の受付

3 応募の状況

申請書の提出があった団体数 1 団体
・（一財）三重県交通安全協会

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後のスケジュール（案）

令和7年10月21日	第2回選定委員会（指定管理候補者の決定）
11月	定例会会議（指定管理者の指定に係る議案の提出）
令和8年1月	指定管理者の指定
3月	次期指定管理者と施設の管理に関する協定の締結
4月～	指定管理の開始（令和13年3月31日までの5年間）

○選定委員会委員（敬称略）

	氏名	職名等
委員長	森泉 慎吾	帝塚山大学 心理学部 心理学科 准教授
委員長代理	黒田 朱里	公認会計士・税理士
委員	九鬼 一訓	三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会 顧問
委員	菅尾 裕子	(一財)三重県老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長
委員	服部 高明	(一社)三重県私立幼稚園・認定こども園協会 会長

三重県交通安全研修センター指定管理者審査基準及び配点表

別紙2

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	採点
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針及び5年間の方向性（ビジョン）が、県の運営方針と合致しているか	1	10	
②利用者の公平、公正な利用	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	〃	10	
③企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境配慮への対応は適切か	〃	10	
④現状に対するアセスメント	的確な現状把握や課題把握が行われ、適切な対応（改善方法）が提案されているか	〃	10	
小計			40	0

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	採点
① 交通安全教育の実施に関する業務	対象別の参加・体験・実践型の研修に関し、適切な方策が提案されているか	4 (1) ア(ア)	20	
	法令の改正等や事故実態等を反映した研修を実施するため、適切な方策が提案されているか	4 (1) ア(ア)	20	
	指導者養成・資質向上事業に関し、適切な方策が提案されているか	〃 (イ)	20	
	高齢者重点プログラム事業に関し、適切な方策が提案されているか	〃 (ウ)	20	
	パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニングの充実に関し、適切な方策が提案されているか	〃	10	
	子ども（未就学児及び小中学生）向け事業に関し、適切な方策が提案されているか	〃 (エ)	20	
	特定の季節や、社会情勢等の課題に対応した特別研修に関し、適切な方策が提案されているか	〃 (オ)	20	
② 交通安全にかかる情報・資料の収集及び提供に関する業務	ホームページの管理・運営に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか	4 (1) イ(ア)	10	
	交通安全グッズの作成・配布等について、適切な提案がなされているか	〃 (イ)	10	
	集客活動（企業・団体等への周知・PR）について具体的な方策が提案されているか	〃 (ウ)	20	
	ホームページ及びSNSの活用等により施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	〃 (エ)	10	
	市町実務担当者向け研修の実施に関し、効果的で具体的な方策が示されているか	〃 (オ)	20	
	交通指導者用マニュアル作成に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか	〃 (カ)	20	
	県民への情報提供（メールマガジン）に関し、効果的で具体的な方策が提案されているか	〃 (キ)	10	
	交通安全DVDの貸出業務に関し、より効果的で具体的な方策が提案されているか	〃 (ク)	10	
③ 利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか	4 全般	30	
④ 事業評価、利用者の声の把握と管理運営への反映体制	事業に対する評価・検証の体制、利用者の声の把握及び事業への反映など、サービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	4 (1) エ(エ)	20	
⑤果が示す成果目標の達成方策	果が示す成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4 (2) ア	30	
⑥申請者が提案する独自の成果目標・数値目標	利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか。また、目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	4 (2) イ	10	
⑦その他提案	指定管理業務に留まらないその他の提案や、積極的に取り組み展開していきたい事項について具体的な方策が提案されているか	—	10	
小計			340	0

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	採点
①施設の維持管理に関する業務	施設・機器・備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	4 (1) ウ	10	
②災害及び事故等不測の事態を想定した体制及びその対応策	緊急時等における危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成、研修や訓練等について適切な提案がなされているか	4 (1) エ	10	
③利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策について、適切な提案がなされているか	〃	10	
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置について、適切な提案がなされているか	〃	10	
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	3 (3)、(4)	10	
⑤県の施策への配慮	人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか	3 (5)	20	
小計			70	0

4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査基準	備考	配点	採点
①人員の確保及び採用に関する基本方針	事業計画書に沿った運営を実施するために適切な人員確保の提案がなされているか	4 (1) エ	10	
②職員の雇用形態、勤務体制、業務内容	事業計画書に沿った運営を実施するために適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか	〃	10	
③職員の配置、勤務ローテーション	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	〃	10	
④人材育成方針、研修体制	職員の人材育成に繋がる人材育成方針となっているか、また研修計画が効果的かつ適切なものとなっているか	〃	10	
⑤法人等の財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	—	20	
小計			60	0

5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	採点
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	6	30	
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	〃	20	
②コスト削減の考え方	実効性があり、かつ、創意工夫がある経費の方策が提案されているか	〃	20	
小計			70	0

※「備考欄」は募集要項の主な関連項目です。審査項目とは、必ずしも1対1で対応するものではありません。審査は、事業計画書の審査及びヒアリングを実施して、総合的にを行います。

合計	580	0
----	-----	---

(様式7)

三重県交通安全研修センター事業計画書の要旨

申請者名	一般財団法人三重県交通安全協会（代表者：会長 稲垣 清文）
1 管理運営方針	当協会では、県が目指す施策の実現に寄与するため、これまでに培った豊富な経験と知識を活かし、センターの有効性を最大限に活用した、参加、体験、実践型の交通安全研修事業が提供できるよう努めます。 (1) 管理運営の総合的な基本方針 ・団体研修特化型施設として、施設、設備を生かした専門的かつ高度な交通安全教育を提供します。 ・地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域に根付かせ、地域における交通安全教育の充実を支援します。 (2) 利用者の公平・公正な利用 ・生涯にわたる交通安全教育の場として、幼児から高齢者まですべての県民に分かりやすい交通安全教育を提供します。 ・組織ネットワーク、SNS、ホームページ等を活用し、企業、団体等に対し広くセンターを周知し、利用者の拡大を図ります。 (3) 協会の社会的責任 コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、利用者の安全を最優先とした危機管理に努めます。 (4) 現状に対するアセスメント 地域や職域、教育現場において交通安全指導ができる指導者の養成機関、および関係機関、団体への情報提供機関として交通安全活動を推進します。
2 運営業務に関する計画	(1) 交通安全に関する教育の実施に関する業務 ・「幼児から高齢者まで、すべての県民に」をモットーに、年齢・業務形態等に合わせた教育カリキュラムによる、参加・体験・実践型の研修を実施します。 ・現有施設、設備を生かした専門的かつ高度な団体研修特化型施設として、団体利用者数、リピータ数の拡大を図ります。 ・パーク&バスライド・シニアラーニングにより、高齢者が参加しやすい環境を作るとともに、興味を持ち楽しく学べる場を提供することで、進んで参加していただくよう研修の充実を図ります。 ・ナイトスクール、自転車教育等の特別研修や、指導者用指導マニュアルの作成配布を通じ、指導者の養成、資質の向上を図ります。 ・受講者の発達段階に応じ、「飲酒運転防止教育」、「自転車の安全利用」及び「人優先の交通安全思想」の普及に取り組みます。 (2) 交通安全に関する情報提供および資料の収集・提供 ・ホームページによる施設・研修紹介、交通安全DVDの貸出、X（旧ツイッター）による死亡事故発生速報、改正道交法の解説等タイムリーな情報発信に努めます。 ・県内18の地区交通安全協会、交通安全対策協議会、自動車販売協会、安全運転管理者協議会、県・市町教育委員会等のネットワークを通じた集客を図ります。 ・29市町交通安全担当者に対するメールマガジン等を利用した情報発信やセンター研修を通じて、地域指導者の資質の向上を図ります。

3 管理業務に関する計画		(1) 施設の維持管理 毎日の始業・終業点検の励行、必要に応じた外部保守委託等により、創設以来30年余り無事故、訴訟事案皆無であり、これを継続します。 (2) 不測の事態を想定した危機管理 運転免許センター職員とともに、震災および火災対応マニュアルに沿った任務分担、避難路の確認、および訓練による利用者の避難誘導に万全を期します。 (3) 利用者の安全確保等 ・毎朝のミーティングにおいて、当日利用者情報の確認、研修内容、使用機器等について綿密な打合せを行うことにより、利用者の事故防止に配慮しています。 ・各種感染症防止から、機器類の定期的な消毒、使用毎の消毒を実施しています。 (4) 個人情報保護、情報公開 個人情報の保護、情報公開、その他県交通安全研修センター条例等の各種法令を遵守し、コンプライアンスの徹底を図ります。 (5) 県の施策への配慮 人権の尊重、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、次世代育成支援対策など県の施策の実現に寄与します。				
4 組織及び人員		(1) 人員の確保および採用に関する事項 悲惨な交通事故をなくすという社会奉仕の精神を使命とする当協会では、交通安全についての意識の高い優秀な職員を、公募または協力関係にある機関、団体からの推薦により採用しています。 (2) 職員の勤務形態等 所長およびスタッフ6名の計7名の常勤職員と、特別研修等で増員が必要な場合の支援スタッフ3人（交通安全アドバイザー等）を運用します。 (3) 職員の配置、勤務ローテーション 講師担当者1名、屋外(自動車体験コース)担当者2名、運転シミュレーター等屋内機器担当者4名がローテーションを組んで勤務します。 (4) 人材育成 専門性の高い研修やフォーラム等へ参加させ、技術・能力向上に努めています。併せて、クレームやアンケート情報を教材とした接遇マナーにも配慮しています。				
収 支 計 画 （千円）	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	収 入 合 計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626
	指定管理料	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626
	人 件 費	25,651	26,267	26,897	27,542	28,204
	事 務 費	2,055	1,978	1,847	1,787	1,716
	事 業 費	6,032	5,532	5,170	4,820	4,363
	管理費・消費税等	9,888	9,849	9,712	9,477	9,343
	支 出 合 計	43,626	43,626	43,626	43,626	43,626

11 各種審議会等の審議状況について

(令和7年6月3日～令和7年9月24日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和7年8月28日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	・ 特別支援学校の収容定員に係る学則の変更認可について ・ 広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について ・ 高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について ・ 高等学校に係る通信制課程の設置認可について ・ 学校法人の寄附行為の認可について ・ 専修学校の設置認可について ・ 広域通信制高等学校の設置認可について ・ 専修学校の設置者変更認可について ・ 各種学校の閉鎖命令について 計12件
5 調査審議結果	諮問事項12件について審議され、9件が認可することに異議はない、2件が継続して審議すべきである、1件が閉鎖命令を行うことに異議はないと答申された。また、広域通信制高等学校の設置計画、広域通信制高等学校の位置の変更計画について報告した。
6 備考	次回開催日：令和8年3月頃（予定）

2 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和7年7月29日
3 委員	会 長 吉岡 基 副会長 浜辺 佳子 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年2月頃（予定）

3 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和7年7月2日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6年度の事業報告及び令和7年度の事業進捗状況等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年3月頃（予定）

4 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和7年8月28日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 会長代理 古瀬 啓之 上野 尚子 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7（2025）年版第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

5 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和7年7月29日
3 委員	会 長 三田 泰雅 副会長 藤枝 律子 委 員 明石 須美子 他14名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の令和6年度実施状況の評価方法等について、検討が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

6 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	令和7年7月22日
3 委員	会 長 一見 勝之 委 員 塚本 雅人 他19名
4 諮問事項	令和7年度三重県交通安全実施計画（案）について
5 調査審議結果	令和7年度三重県交通安全実施計画（案）を審議し、承認された。
6 備考	次回開催日：令和7年12月頃（予定）

7 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和7年9月24日
3 委員	会 長 東 珠実 副会長 鈴木 克彦 委 員 中矢 佳代 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	消費者施策の令和6年度における実施結果および令和7年度における実施概要等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

8 三重県環境審議会廃棄物部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会廃棄物部会
2 開催年月日	令和7年8月5日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 花嶋 温子 委員 浮田 美里 他7名
4 諮問事項	「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について
5 調査審議結果	次期「三重県循環型社会形成推進計画」について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年11月頃（予定）

9 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	令和7年8月20日（書面開催）
3 委員	会長 塚田 森生 副会長 金子 聡 委員 工藤 慎治 他17名
4 諮問事項	一宮西港道路計画段階環境配慮書について
5 調査審議結果	環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、書面による審議を行った。
6 備考	令和7年10月頃 答申予定

10 三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	(1) 令和7年7月4日 (2) 令和7年9月19日
3 委員	委員長 荻原 彰 委員 井口 由子 他3名
4 諮問事項	三重県環境学習情報センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	(1) 三重県環境学習情報センター指定管理者の募集要項及び審査基準について審議が行われた。 (2) 申請者からの事業計画の概要等についての説明を受け、質疑及び総合審査が行われた。
6 備考	令和7年10月頃 答申予定

11 三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年8月4日
3 委員	委員長 森泉 慎吾 委員 黒田 朱里 他3名
4 諮問事項	三重県交通安全研修センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	三重県交通安全研修センター指定管理者の募集要項および審査基準について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年10月21日（予定）